

第4章 振替新株予約権

株式等振替制度に係る業務処理要領 目次

第4章 振替新株予約権

第1節	振替口座簿とその記録事項	4-1-1	~	4-1-5
第2節	新規記録手続	4-2-1	~	4-2-2 2
第3節	振替手続	4-3-1	~	4-3-2
第4節	振替新株予約権の抹消手続	4-4-1		
第5節	振替新株予約権の新株予約権行使	4-5-1	~	4-5-8
第6節	振替新株予約権の行使期間満了の手続	4-6-1		
第7節	合併等において振替新株予約権が承継される場合の手続	4-7-1	~	4-7-3
第8節	リコンサイルの手続	4-8-1	~	4-8-3
第9節	総新株予約権者通知の手続	4-9-1		
第10節	振替口座簿の情報提供請求の手続	4-10-1		
第11節	振替新株予約権の総数等の公示	4-11-1		
第12節	振替新株予約権の取扱廃止時の取扱い	4-12-1	~	4-12-5
第13節	取得条項付新株予約権の取得の手続	4-13-1		
第14節	振替新投資口予約権の取扱い	4-14-1		

第1節 振替口座簿とその記録事項

内 容	備 考
<p>1. 振替口座簿の区分</p> <p>振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。</p> <p>2. 口座管理機関の口座 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。</p> <p>① 自己口 ② 顧客口</p> <p>3. 振替口座簿の記録事項 (1) 自己口の記録事項等</p> <p>a 保有欄・質権欄の区分 加入者（口座管理機関である者を除く。）の口座及び加入者が口座管理機関である場合の自己口（以下「自己口」という。）は、その加入者の保有する振替新株予約権を記録する欄（以下「保有欄」という。）と当該加入者が質権者であるときに、質権の目的である振替新株予約権（以下「質権新株予約権」という。）を記録する欄（以下「質権欄」という。）に区分する。</p> <p>b 記録事項</p> <p>自己口には、次に掲げる事項を記録するものとする。</p> <p>① 加入者の氏名又は名称及び住所 ② 銘柄及び銘柄コード ③ 銘柄ごとの数（次の④に掲げるものを除く。） ④ 加入者が質権者であるときは、その旨、質権新株予約権の銘柄ごとの数、当該数のうち新株予約権者ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所 ⑤ 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに③及び④の数のうち信託財産であるものの数 ⑥ ③又は④の数の増加又は減少の記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記録がされた日 ⑦ 加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等であるときはその旨 ⑧ 振替新株予約権の処分の制限に関する事項</p>	<p>（業第263条において準用する第173条第1項）</p> <p>（業第263条において準用する第173条第2項、施第342条において準用する第238条第1項から第3項）</p> <p>※ 口座管理機関は、加入者（当該加入者の質権新株予約権の新株予約権者を含む。）に係る加入者口座コードを、当該加入者の氏名又は名称に付記するものとする。</p> <p>※ 口座管理機関は、その開設する口座に記録する質権新株予約権の新株予約権者の氏名又は名称及び住所を、機構に対する加入者情報の照会（質権新株予約権の新株予約権者の加入者口座コードを指定）により得た情報により記録することができるものとする。（当該照会は、当該質権新株予約権についての</p>

内 容	備 考
<p>(2) 顧客口の記録事項</p> <p>顧客口には、次に掲げる事項を記録する。</p> <p>① 加入者の氏名又は名称及び住所 ② 銘柄及び銘柄コード ③ 銘柄ごとの数</p> <p>(3) 信託財産である旨の記録 信託財産である旨の記録については、第3章第1節「振替口座簿とその記録事項」に準じる。</p> <p>(4) 加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等である旨の記録 加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等である旨の記録については、第3章第1節「振替口座簿とその記録事項」に準じる。</p> <p>(5) 処分の制限に関する事項の記録 処分の制限に関する事項の記録については、第3章第1節「振替口座簿とその記録事項」に準じる。</p> <p>(6) 口座の増加記録日と異なる取得日の記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、その加入者が発行者から交付されるべき振替新株予約権を取得した日と当該振替新株予約権の増加を口座に記録した日が異なるときは、その取得日を当該振替新株予約権の増加の記録に付記する。</p>	<p>担保新株予約権の届出がされている場合（第2章第3節「振替手続」を参照。）に限って、届出がされた新株予約権の加入者口座コードについて可能である。また、口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関を通じて上記の照会を行う。直接口座管理機関は、下位機関からの委託を受けて、機構に対し当該照会を行う。）</p> <p>(業第263条において準用する第173条第3項、施第342条において準用する第238条第4項)</p> <p>(業第263条において準用する第173条第2項第9号)</p> <p>※ 以下の振替新株予約権については、発行者から交付されるべき振替新株予約権を取得した日と当該振替新株予約権の増加を口座に記録した日が異なる可能性がある。</p>

内 容	備 考	
	交付される場合	交付される手続
	取得条項付商品の一部取得の対価の振替新株予約権	一般の新規記録手続又は一般の振替手続
	合併等の対価新株予約権（消滅会社等が振替株式等でない）	一般の新規記録手続又は一般の振替手続
	合併等により承継された新株予約権（消滅会社等の新株予約権が振替新株予約権でない場合）	一般の新規記録又は一般の振替手続
	新株予約権の無償割当等に係る調整新株予約権	配分明細
	<p>一般の新規記録手続の場合には、新規記録通知情報データにより新規記録日と効力発生日の両方のデータが口座管理機関に通知される。また、配分明細によっても口座簿記録日と効力発生日の両方のデータが通知される。</p> <p>一般の振替手続の場合には、振替済通知や口座処理明細には、効力発生日の項目はないが、口座管理機関は、次に掲げる通知により効力発生日を知ることが可能である。</p>	
	交付される場合	効力発生日の通知方法
	取得条項付商品の一部取得の対価の振替新株予約権	機構報により発行者の決定事項として通知される。

内 容	備 考																										
<p>(7) 記録事項の変更 記録事項の変更については、第3章第1節「振替口座簿とその記録事項」に準じる。</p> <p>4. 機構における取扱い (1) 口座の取扱い a 開設する機構加入者口座 機構が開設する機構加入者口座は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものとする。 ① 機構加入者が口座管理機関である場合 自己口及び顧客口 ② 機構加入者が口座管理機関でない場合 自己口</p> <p>b 口座区分の属性区分及び利用目的 振替新株予約権に関する区分口座コードごとの口座の種類及び属性区分の対応は以下のとおり。 (口座の種類及び属性区分については第1章第4節「機構加入者及び口座管理機関」を参照。)</p> <table border="1" data-bbox="293 1106 1491 1433"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>口座の種類</th> <th>属性区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>00</td> <td rowspan="4">自己口</td> <td>保有口</td> </tr> <tr> <td>01～19</td> <td>保有口</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>信託口</td> </tr> <tr> <td>40～49</td> <td>保有口、担保専用口又は信託口</td> </tr> <tr> <td>50～59</td> <td colspan="2">予備（無指定）</td> </tr> <tr> <td>60～69</td> <td rowspan="3">顧客口</td> <td>顧客口</td> </tr> <tr> <td>70～79</td> <td>顧客口</td> </tr> <tr> <td>80～89</td> <td>顧客口又は外国人株式記録口</td> </tr> </tbody> </table>	コード	口座の種類	属性区分	00	自己口	保有口	01～19	保有口	20～39	信託口	40～49	保有口、担保専用口又は信託口	50～59	予備（無指定）		60～69	顧客口	顧客口	70～79	顧客口	80～89	顧客口又は外国人株式記録口	<table border="1" data-bbox="1585 164 2074 517"> <tr> <td>合併等の対価新株予約権（消滅会社等が振替株式等でない）</td> <td>機構報により発行者の決定事項として通知される。</td> </tr> <tr> <td>合併等により承継された新株予約権（消滅会社等の新株予約権が振替新株予約権でない場合）</td> <td>機構報により発行者の決定事項として通知される。</td> </tr> </table> <p>(業第19条第1項)</p> <p>※ 機構加入申請者又は機構加入者は、口座の開設又は区分口座の開設の申請をするときは、開設を申請する機構加入者口座又は区分口座の属性区分及び利用目的を明示する（第1章第4節「機構加入者及び口座管理機関」を参照）。振替株式の口座の開設とともに、振替新株予約権の口座も同時に開設される。</p> <p>※ 振替新株予約権であっても、担保専用口及び外国人株式記録口に記録することは可能であるが、振替株式における特別株主の申出等に係る機能を利用することはできない。</p>	合併等の対価新株予約権（消滅会社等が振替株式等でない）	機構報により発行者の決定事項として通知される。	合併等により承継された新株予約権（消滅会社等の新株予約権が振替新株予約権でない場合）	機構報により発行者の決定事項として通知される。
コード	口座の種類	属性区分																									
00	自己口	保有口																									
01～19		保有口																									
20～39		信託口																									
40～49		保有口、担保専用口又は信託口																									
50～59	予備（無指定）																										
60～69	顧客口	顧客口																									
70～79		顧客口																									
80～89		顧客口又は外国人株式記録口																									
合併等の対価新株予約権（消滅会社等が振替株式等でない）	機構報により発行者の決定事項として通知される。																										
合併等により承継された新株予約権（消滅会社等の新株予約権が振替新株予約権でない場合）	機構報により発行者の決定事項として通知される。																										

内 容			備 考
90～97	自己口又は顧客口	保有口又は顧客口若しくは外国人株式記録口	
98	自己口	質権口	
99		質権口又は質権信託口	
<p>(2) 振替口座簿の記録に関する取扱い</p> <p>振替口座簿の記録に関する取扱いについては、第3章第1節「振替口座簿とその記録事項」に準じる。</p> <p>(3) 信託財産名義の取扱い</p> <p>信託財産名義の取扱いについては、第3章第1節「振替口座簿とその記録事項」に準じる。</p>			<p>(業第263条において準用する第173条第2項、施第342条において準用する第238条第1項から第3項)</p>

以 上

第2節 新規記録手続

内 容	備 考
<p>第1 新株予約権の無償割当てにより交付される振替新株予約権の取扱い</p> <p>1. 新株予約権の無償割当てに伴う通知及び新規記録通知</p> <p>発行者は、振替株式の株主に対し、無償で振替新株予約権を割当てる旨の決議を行った場合は、機構に対し、Target 保振サイトにより次の事項を通知する。</p> <p>① 新株予約権の無償割当てを受ける株式の銘柄（以下「対象銘柄」という。）</p> <p>② 新株予約権の無償割当てにより交付される新株予約権の銘柄（以下「割当銘柄」という。）</p> <p>③ 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>④ 新株予約権の目的である株式の単元数量</p> <p>⑤ 新株予約権の無償割当てに係る手続日程</p> <p>⑥ 新株予約権の無償割当ての基準日又は総株主通知の請求により株主確定日を設定する場合、株主確定日</p> <p>⑦ 効力発生日</p> <p>⑧ 割当比率</p> <p>⑨ 株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる振替新株予約権の有無、有る場合は、その数及び新規記録予定日</p> <p>⑩ 新株予約権の無償割当てに際して発行する新株予約権の総数（株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる数を除く。）</p> <p>⑪ 新株予約権の無償割当てを受ける振替株式の銘柄のうち、自己の保有する振替株式が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの数（割当てを受ける株式が振替株式の場合に限る。）</p> <p>⑫ 新株予約権の行使価額</p> <p>⑬ 新株予約権の行使期間</p> <p>⑭ 行使請求受付場所</p> <p>⑮ 新株予約権の行使に係る払込取扱場所（払込取扱銀行の名称、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人の氏名又は名称）</p> <p>⑯ 取得条項が付されている場合には、取得条項に係る取得日</p> <p>⑰ 取得条項が付されている場合には、取得条項に係る取得価額</p> <p>⑱ その他の新株予約権の内容</p> <p>⑲ 自己の保有する割当銘柄を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード）</p> <p>⑳ 新株予約権行使請求の取次状況の公表を請求する場合には、その旨</p>	<p>（業第 269 条第 1 項、施第 195 条、第 348 条及び第 349 条）</p> <p>※ 新株予約権の無償割当てを行うには基準日を設定する方法と総株主通知の請求により株主確定日を設定する方法とがある。</p> <p>※ 発行者は、新株予約権の無償割当ての発行決議日の 2 週間前までに機構に対し、電話等により事前相談を行う。</p> <p>※ 対象銘柄が外国人保有制限銘柄である場合の手続については、第 2 章第 2 節「振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録」に準じる。</p> <p>※ 新株予約権の無償割当てに係る新規記録の最短日程については、資料 4-2-2 及び資料 4-2-3 参照。</p> <p>※ 株券喪失登録がされた株券に係る株式に対して割り当てられる振替新株予約権の新規記録については、第 2 章第 2 節「新規記録手続」の「取扱開始時の取扱い」に準じる。</p> <p>※ 機構は、発行者から通知された⑪の口座に係る情報を、その口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に、Target 保振サイトにより通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、当該通知の内容と当該直接口座管理機関の振替口座簿の記録（又は記載）内容に相違がないか確認する。相違があった場合には、直ちに、</p>

内 容	備 考
<p>2. 機構加入者及び間接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、発行者から1. の通知を受けた後、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、発行者から通知された事項等を Target 保振サイトにより通知する。</p>	<p>機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>※ ⑭の「行使請求受付場所」とは株主名簿管理人をいう。</p> <p>※ 発行者は、割当基準日を定める取締役会決議後、速やかに（割当基準日（当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前の日までに）機構に通知する。</p> <p>※ 発行者は、新株予約権の無償割当ての発行決議後、速やかに（株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前の日までに）機構に通知する。</p> <p>※ 総株主通知の請求により株主確定日を設定する方法により、新株予約権の無償割当てを行う際には、株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前の日までに機構に「総株主通知等請求書（会社法第277条に基づく新株予約権の無償割当て等用）」を提出する。書式については、機構ホームページに掲載の書式（ST80-06）を参照。</p> <p>※ 発行者は、割当銘柄である振替新株予約権を新規記録しようとするときは、公示のための発行要項を機構に提出する。</p> <p>※ 機構は、発行者から提出を受けた公示のための発行要項により公示を行った後、改めて割当計算により確定した新株予約権の数を公示する。</p>

内 容	備 考
<p>3. 総株主通知日程案内等</p> <p>機構は、振替新株予約権の割当基準日（株主確定日）（当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日）の前営業日から起算して5営業日前の日に「総株主通知日程案内」を機構加入者及び発行者（株主名簿管理人）に通知する。</p> <p>(1) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>(2) 取扱時間</p> <p>a ファイル伝送 割当基準日（株主確定日）（当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日）の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時</p> <p>b 統合Web端末 割当基準日（株主確定日）（当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日）の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時</p> <p>※ 新株予約権の割当基準日（株主確定日）（当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日）の前営業日から起算して5営業日前の日から当該日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。</p> <p>(3) 主な通知事項</p> <p>① 銘柄コード</p> <p>② 総株主通知事由（増減資等の種別）</p> <p>③ 配分明細の有無</p> <p>④ 日程案内（総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日（自/至）、総株主通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日）</p> <p>⑤ 新株予約権の無償割当てに係る効力発生日（割当基準日の翌営業日）</p> <p>⑥ 割当基準日（株主確定日）</p> <p>⑦ 割当比率</p> <p>4. 割当てを受けない振替株式についての通知</p> <p>発行者は、株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日）の前営業日に、機構に対し、Target 保振サイトにより、割当銘柄の割当てを受けない口座（加入者口座コード）及び対象銘柄</p>	<p>（業第146条、施第183条）</p> <p>※ 機構は、基準日又は株主確定日における株主を割当株主として割当銘柄の振替株式の銘柄について総株主通知を行う。（総株主通知の手続きについては、第2章第9節「総株主通知に係る手続」を参照。）</p> <p>（施第184条）</p> <p>※ 新株予約権の無償割当てを行う際に基準日を設定する場合、総株主通知の請求により株主確定日を設定する場合ともに左記「②総株主通知事由（増減資等の種別）」は「総株主通知事由コード：05、増減資等の種別コード：05（株式等無償割当）、割当銘柄：新株予約権」となる。</p> <p>※ 割当比率は、1株に対し整数倍の新株予約権を割り当てる比率となる。</p> <p>※ 機構は、発行者から通知された口座に係る情報をその口座の加入者の上位機関であ</p>

内 容	備 考
<p>の振替株式の数を通知する。</p> <p>5. 株主の口座における増額記録 (1) 機構及び口座管理機関における増加すべき割当銘柄の数の計算</p> <p>機構及び口座管理機関は、新株予約権の割当基準日（株主確定日）（当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日）に、次に掲げる振替株式について、それぞれに定める増加すべき口座ごとの増加を記録すべき振替新株予約権の数を算出するものとする。</p> <p>a 加入者の保有欄に記録された振替株式（特別株主の申出がされているもの又は買取口座に記録された振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものは除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、当該保有欄とする。 ・ 増加すべき振替新株予約権の数は、当該保有欄に記録されている対象銘柄の振替株式の数（略式譲渡担保権の目的となっている振替株式の数を除く。）に割当比率を乗じて得た数とする。 <p>b 加入者の質権欄に記録された振替株式（登録質権の申出がされているものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、当該質権欄とする。 ・ 増加すべき振替新株予約権の数は、当該質権欄に記録されている登録質権の目的となっている振替株式の株主ごとの質権株式の数に割当比率を乗じて得た数とする。 <p>c 加入者の保有欄に記録された振替株式（特別株主の申出がされているもの及び買取口座に記録された振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものに限る。）及び加入者の質権欄に記録された振替株式（登録質権の申出がされていないものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加記録させるべき口座は、略式質権の目的となっている振替株式の株主、特別株主又は反対株主の口座の保有欄とする。 ・ 増加させるべき振替新株予約権の数は、特別株主、略式質権株主又は反対株主ごとの振替株式の数に割当比率を乗じて得た数とする。 	<p>る直接口座管理機関に、Target 保振サイトにより通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、当該通知の内容と当該直接口座管理機関の振替口座簿の記録（又は記載）内容に相違がないか確認する。相違があった場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>（業第 269 条第 2 項において準用する第 80 条第 5 項及び 6 項、施第 350 条第 2 項において準用する第 109 条）</p> <p>※ 発行者の自己の対象銘柄については、割当銘柄の割当てを受けない。</p> <p>※ 振替新株予約権については、振替株式における登録質権の申出に相当する制度は存在しない。</p> <p>※ 担保専用口には、事前に担保解除を行うことなどにより、当該口座管理機関が開設した加入者以外の加入者からの担保は受入れられていない（他の機構加入者に特別株主の管理事務を再委託している振替株式は記録されていない）ものとする。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 口座管理機関における略式担保若しくは略式質権の設定された対象銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた対象銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）についての取扱い</p> <p>略式担保若しくは略式質権の設定された対象銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた対象銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、当該対象銘柄である振替株式が記録された口座と割当銘柄である振替新株予約権の増加を記録すべき口座とが異なるため、対象銘柄が記録された口座を開設する口座管理機関（以下「対象銘柄記録口座管理機関」という。）から割当銘柄の増加を記録する口座を開設する口座管理機関（以下「割当銘柄記録口座管理機関」という。）へ階層構造を通じて割当銘柄の増加記録のために必要な情報を通知する必要がある。なお、通知を受けた割当銘柄記録口座管理機関は割当銘柄の増加記録を行う。</p> <p>a 通知事項 対象銘柄記録口座管理機関から割当銘柄記録口座管理機関へ以下の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 割当銘柄を増加記録すべき口座（加入者口座コード） ② 増加を記録すべき振替新株予約権の数 ③ 対象銘柄の記録がされていた口座（加入者口座コード） ④ 対象銘柄の銘柄及び銘柄コード <p>b 口座管理機関における処理</p> <p>(a) 対象銘柄記録口座管理機関における処理 対象銘柄記録口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象銘柄記録口座管理機関が割当銘柄記録口座管理機関の上位機関でない場合には、その直近上位機関に対する通知事項の通知 ② 対象銘柄記録口座管理機関が割当銘柄記録口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録 ③ 対象銘柄記録口座管理機関が割当銘柄記録口座管理機関の上位機関である場合には、直近下位機関に対する通知事項の通知 <p>(b) 直近下位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理 直近下位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該通知を受けた口座管理機関が割当銘柄記録口座管理機関の上位機関でない場合には、その直近上位機関に対する通知事項の通知 	<p>(業第 269 条第 2 項において準用する第 80 条第 7 項から第 12 項、施第 350 条第 2 項において準用する第 110 条及び第 111 条業第 263 条において準用する第 234 条第 2 項)</p> <p>※ 左記の情報の通知は、振替システムを利用しないで行う。</p> <p>※ 左記に掲げるそれぞれの口座管理機関は、自身が割当銘柄記録口座管理機関の上位機関である場合には、直近下位機関へ通知事項を通知し、割当銘柄記録口座管理機関の下位機関である場合には、直近上位機関へ通知事項を通知する。上記のどちらでもない場合には、直近上位機関へ通知事項を通知する。通知を受けた割当銘柄記録口座管理機関は、割当銘柄の増加記録を行う。</p>

内 容	備 考
<p>② 当該通知を受けた口座管理機関が割当銘柄記録口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録</p> <p>③ 当該通知を受けた口座管理機関が割当銘柄記録口座管理機関の上位機関である場合には、その直近下位機関に対する通知事項の通知</p> <p>(c) 直近上位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理 直近上位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>① 当該通知を受けた口座管理機関が割当銘柄記録口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録</p> <p>② 当該通知を受けた口座管理機関が割当銘柄記録口座管理機関の上位機関である場合には、その直近下位機関に対する通知事項の通知</p> <p>(3) 間接口座管理機関による顧客口において記録すべき数の通知</p> <p>間接口座管理機関は、新株予約権の割当基準日（株主確定日）（当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日）に、その直近上位機関に、新株予約権の効力発生日に当該間接口座管理機関の顧客口に記録すべき振替新株予約権の数の合計数（(2) bによりその顧客口に増加すべき数を除く。）を通知する。</p> <p>(4) 機構加入者による新株予約権数申告</p> <p>a 機構加入者による新株予約権数申告 機構加入者は、機構に対して以下により新株予約権数申告を通知する。</p> <p>(a) 顧客口に係る申告</p> <p>直接口座管理機関は、新株予約権の割当基準日（株主確定日）（当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日）に当該口座管理機関の顧客口に係る新株予約権数申告として、機構に対し以下のとおり通知する。</p> <p>ア 通知手段</p>	<p>(業第 269 条第 2 項において準用する第 80 条第 13 項及び第 14 項)</p> <p>(業第 148 条、施第 350 条第 2 項において準用する第 186 条から第 188 条)</p> <p>※ 機構は、加入者の加入者口座コードから、機構が新規記録すべき区分口座を特定する。</p> <p>(業第 269 条第 2 項において準用する第 80 条第 15 項第 1 号、施第 350 条第 2 項において準用する第 112 条)</p> <p>※ 「新株予約権数申告」の訂正及び取消しを行う場合は以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新株予約権の割当基準日（株主確定日）に訂正を行うときは、統合 Web 端末の場合

内 容	備 考
<p>ファイル伝送又は統合W e b 端末</p> <p>イ 取扱時間 ファイル伝送 割当基準日（株主確定日）（当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日）の午前3時から午後8時 統合W e b 端末 割当基準日（株主確定日）（当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日）の午前9時から午後8時</p> <p>ウ 主な通知内容 ① 機構加入者コード（区分口座） ② 対象銘柄の銘柄コード ③ 当該顧客口（区分口座）において増加すべき振替新株予約権の数 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき振替新株予約権があるときは、上記に加えて④及び⑤の事項を通知するとともに、③の事項に代えて⑥の事項を通知する。 ④ 略式譲渡担保権の特別株主若しくは略式質権の株主又は買取口座に記録されている振替株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）に係る反対株主である加入者の加入者口座コード ⑤ 略式譲渡担保権者若しくは略式質権者である加入者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード ⑥ ④の口座で増加すべき振替新株予約権の数</p> <p>(b)自己口（担保専用口及び信託口）に係る申告</p> <p>担保専用口及び信託口（信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。）を有する機構加入者は、新株予約権の割当基準日（株主確定日）（当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日）に、機構に対し、自己口に係る新株予約権数申告として、以下の事項を通知する。</p> <p>ア 通知手段</p>	<p>は、入力済の申告を取り消したうえで統合W e b 端末による再入力を行い、ファイル伝送の場合は「前日請求ファイル」を再送する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割当基準日の翌営業日及び翌々営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ※ 割当基準日の翌営業日から起算して3営業日目の日以降は、割当て計算終了後のため、訂正不可となる。 ※ 通知する銘柄コードは対象銘柄であって、割当銘柄でないことに留意する。 ※ 直接口座管理機関が共通直近上位機関である場合においても、略式質権株式又は略式担保株式が記録された口座の上位の区分口座と増加すべき口座の上位の区分口座が異なるときは、当該増加すべき口座及び増加すべき振替新株予約権の数について①～⑥（③を除く）の申告をする必要がある。 <p>(業第 269 条第 2 項において準用する第 80 条第 15 項第 2 号及び第 3 号、施第 350 条第 2 項において準用する第 112 条第 3 項及び第 4 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 担保専用口については、当該機構加入者の保有する株式は記録されていないことから、当該担保専用口において増加すべき振替新株予約権の数は0となるが、0の申告

内 容	備 考
<p>ファイル伝送又は統合W e b 端末</p> <p>イ 取扱時間 ファイル伝送 割当基準日（株主確定日）（当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日）の午前3時から午後8時 統合W e b 端末 割当基準日（株主確定日）（当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日）の午前9時から午後8時</p> <p>ウ 主な通知内容 ① 機構加入者コード（区分口座） ② 対象銘柄の銘柄コード ③ 当該自己口（区分口座）において増加すべき振替新株予約権の数 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき振替新株予約権があるときは、上記に加えて④及び⑤の事項を通知するとともに、③の事項に代えて⑥の事項を通知する。 ④ 略式譲渡担保権の特別株主又は略式質権の株主である加入者の加入者口座コード ⑤ 略式譲渡担保権者又は略式質権者である加入者の加入者口座コード ⑥ ④の口座で増加すべき振替新株予約権の数</p> <p>b 機構による機構加入者への通知 機構は、統合W e b 端末により新株予約権数申告を受けたときは、受付時に「受付済通知/エラー通知」を送信し、ファイル伝送により新株予約権数申告をした機構加入者へは、受付時に確認ファイルをファイル伝送により送信する。 また、新株予約権の効力発生日の午前3時以降に機構加入者に通知する「帳表ファイル」において、各区分口座で増加記録すべき数を通知するとともに、当該区分口座に係る略式譲渡担保又は略式質権に係る割当銘柄を増加すべき口座のあるときは、当該加入者の加入者口座コード及び当該加入者の口座において増加すべき割当銘柄の数を通知する。</p>	<p>は行わないものとする（システム的に0の申告はできない。）</p> <p>※ 通知する銘柄コードは対象銘柄であって、割当銘柄でないことに留意する。 ※ 担保専用口には、事前に担保解除を行うことなどにより、当該口座管理機関が開設した加入者以外の加入者からの担保は受入れていない（他の機構加入者に特別株主の管理事務を再委託している振替株式は記録されていない）ものとする。 ※ 担保専用口について、当該申告をする機構加入者が開設する加入者の口座から差し入れられた担保株式が記録されているときは、①～⑥（③を除く）の申告をする必要がある。</p> <p>※ 機構から割当銘柄を増加すべき口座及び増加すべき振替新株予約権数の通知を受けた口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものである場合は、当該口座において増加すべき振替新株予約権数に当該通知された振替新株予約権数を加算する。当該口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものでないときは、直ちに、その直近下位機関であって増加記録すべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、増加すべき数を通知するとともに、当該直近下位</p>

内 容	備 考
<p>(5) 自己口への記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、新株予約権の効力発生日の業務開始時(午前9時)に、その開設する加入者の自己口に、増加させるべき割当銘柄の振替新株予約権の数の増加の記録をする。</p> <p>(6) 顧客口への記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、新株予約権の効力発生日の業務開始時(午前9時)に、その直近下位機関の口座の顧客口に増加させるべき割当銘柄の振替新株予約権の数の増加の記録をする。</p> <p>6. 自己新株予約権を交付する場合の取扱い</p> <p>(1) 発行者の一部抹消の申請</p> <p>発行者は、株主に自己の割当銘柄である振替新株予約権を交付しようとするときは、新株予約権の効力発生日の前営業日から起算して2営業日前の日までにその直上位機関に対して、次の事項を示して当該振替新株予約権の一部抹消の申請をしなければならない。</p> <p>① 交付しようとする自己の割当銘柄が記録されている口座 ② 交付しようとする自己の割当銘柄の銘柄及び数 ③ 振替日(効力発生日)</p> <p>(2) 発行者の機構に対する事前の通知</p> <p>発行者(株主名簿管理人)は、株主に自己の割当銘柄を交付するための振替を請求しようとするときは、一部抹消日(振替日)の前営業日から起算して2営業日前の日の午後8時までに、機構に対し、ファイル伝送により次の事項を通知しなければならない。</p>	<p>機関の顧客口に増加すべき数に当該数を加算するものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業第269条第2項において準用する第21項1号ロ、ハ及び2号ロ、ハ)</p> <p>(業第269条第2項において準用する第21項第3号ロ、ハ)</p> <p>※ 口座管理機関が顧客口に増加すべき数は、当該顧客口の開設を受けている口座管理機関又はその下位の口座管理機関の開設する自己口に増加すべき数を合算した数とする。</p> <p>※ 自己の振替新株予約権を交付する場合の一部抹消の手続は、振替法上の振替手続をシステム上、実現するための手続である。</p> <p>※ 発行者から一部抹消の申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、①～③の事項を通知しなければならない。</p> <p>※ 割当銘柄である自己新株予約権の充当の場合、自己口から振替先口座への振替ではなく、一部抹消の手続で交付を行う。</p>

内 容	備 考
<p>① 交付しようとする自己の割当銘柄の銘柄コード及び数 ② 交付しようとする自己の割当銘柄が記録されている口座及びその口座を開設する口座管理機関 ③ 振替日（効力発生日） ④ 事由（自己新株予約権の充当（新株予約権の無償割当）</p> <p>(3) 機構の直接口座管理機関に対する通知 機構は、発行者（株主名簿管理人）から（2）の通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、当該振替新株予約権が記録された口座を開設する口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関に、ファイル伝送により（2）に掲げる事項（一部抹消通知データ）を通知する。</p> <p>7. 直接口座管理機関による総株主報告 直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、新株予約権の割当基準日（株主確定日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの対象銘柄に係る情報を、株主確定日の翌営業日及び翌々営業日において、「総株主報告データ」として機構に通知する。</p> <p>8. 機構による割当計算</p> <p>(1) 割当てを受けるべき株主 機構は、新株予約権の割当基準日（株主確定日）における株主について割当計算を行う。</p> <p>(2) 割当計算の方法</p> <p>機構は、登録質権が設定されている振替株式については、当該株式が記録されている口座の株主ごと</p>	<p>※ 直接口座管理機関は、機構から発行者の自己の割当銘柄の交付に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（当該割当銘柄が記録された口座を開設する口座管理機関の上記機関に限る。）に当該事項を通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 発行者から自己の割当銘柄の振替の申請を受けた口座管理機関は、その上位機関から受けた当該振替新株予約権の交付に係る通知事項の内容を確認する。</p> <p>(業第 269 条第 2 項において準用する第 82 条第 1 項、施第 350 条第 2 項において準用する第 116 条第 1 項から第 3 項)</p> <p>※ 発行者の自己の対象銘柄については割当銘柄の割当てを受けない。</p> <p>(業第 269 条第 2 項において準用する第 82 条第 1 項、施第 350 条第 2 項において準用する第 116 条第 1 項から第 3 項)</p> <p>※ 振替新株予約権については、振替株式に</p>

内 容	備 考
<p>の振替株式の数に割当比率を乗じて記録すべき数を算出し、当該口座に割当てることとする。</p> <p>機構は、登録質権が設定されていない振替株式については、株主ごとに、当該株主の割当銘柄の数（当該株主の保有欄に記録されていた数と、略式譲渡担保若しくは略式質権者の口座に記録されている当該株主の振替株式の数又は買取口座に記録されている当該株主の株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の数を合計した数。登録質権が設定されている振替株式の数は含まない。）に割当比率を乗じて割当銘柄を保有する数を算出する。</p> <p>(3) 割当計算後の振替新株予約権の数の通知</p> <p>機構は、機構加入者に、以下のとおり「配分明細通知データ」を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間 新株予約権の効力発生日から起算して3営業日後の日（総株主通知日）の午前3時から午後8時</p> <p>c 主な通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 対象銘柄の銘柄コード ③ 割当銘柄の銘柄コード ④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード ⑤ 配分数量（調整新株予約権数を含む。） ⑥ 調整新株予約権数の振替口座簿記録予定日 ⑦ 調整新株予約権数 ⑧ 調整新株予約権数の効力発生日 <p>第2 コミットメント型ライツ・オフERINGにおいて、取得条項付新株予約権の全部取得を行った発行者の口座に、振替新株予約権の新規記録を行う場合の取扱い</p>	<p>おける登録質権の申出に相当する制度は存在しない。</p> <p>(業第269条第2項において準用する第82条第1項から第4項、施第350条第2項において準用する第116条及び第117条)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から「配分明細通知データ」を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（割当銘柄の増加を記録した口座の加入者の上位機関に限る。）に必要な事項を通知するものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ コミットメント型ライツ・オフERINGとは、ライツ・オフERING（会社法第277条に規定する新株予約権の無償割当てをいう。）後に、新株予約権者が権利行使を行わなかった新株予約権について、取得条項により発行者が取得した上で証券会社に売却</p>

内 容	備 考
<p>1. 新規記録の事前連絡</p> <p>発行者（株主名簿管理人）は、新規記録を行う新株予約権について、発行者により全部取得が行われる日（以下「全部取得日」という。）の前営業日に、新規記録する発行者の口座を開設する口座管理機関及びその上位機関である直接口座管理機関に対し、加入者情報W e b 端末の「振替先口座照会」機能等にて次の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② 新規記録を行う発行者の口座に係る加入者口座コード ③ 新規記録される加入者口座コードごとの新株予約権の数 ④ 新規記録日 <p>2. 新規記録通知</p> <p>発行者（株主名簿管理人）は、全部取得日の午後8時までの間に、機構に対し、次に掲げる事項「新規記録通知データ」をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 振替新株予約権の銘柄コード ② 振替新株予約権の新規記録を受ける発行者の口座の加入者口座コード ③ 発行者の株主等照会コード 	<p>をし、証券会社が権利行使をするスキームのファイナンス手法である。</p> <p>※ 発行者が取得した振替新株予約権は、消却されるまで消滅するものではないため、発行者が振替新株予約権を譲渡しようとする場合には、新規記録手続をとり、その後振替を行う（高橋康文=尾崎輝宏 逐条解説 社債、株式等振替法〈きんざい〉352頁）。</p> <p>※ コミットメント型ライツ・オフアリングの日程イメージについては、資料4-2-4参照。</p> <p>※ コミットメント型ライツ・オフアリングの新規記録に係る日程イメージについては、資料4-2-5参照。</p> <p>※ 発行者（株主名簿管理人）は、機構から通知される口座処理結果ファイルにより振替口座簿に記載されている新株予約権の総数を確認する。</p> <p>※ 左記の連絡については、株式等振替システムによる口座通知は利用できないものとする。</p> <p>※ 新規記録日には全部取得日の翌営業日を設定する。</p> <p>（業262条において準用する第51条第1項、施第340条第1項において準用する第47条及び第48条第1項並びに第2項）</p> <p>※ 新規記録日には、全部取得日の翌営業日を設定する。</p> <p>※ 新規記録通知データにエラーとなるものがある場合には、当該データは受け付けられない（全件エラー）ので、エラーである</p>

内 容	備 考
<p>④ 新規記録される振替新株予約権の数 ⑤ 新規記録区分（9（その他）を設定） ⑥ 新規記録日 ⑦ 新規記録される振替新株予約権の総数</p> <p>3. 新規記録 (1) 機構による直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、発行者（株主名簿管理人）から「新規記録通知データ」を受けたときは、全部取得日の翌営業日の午前3時から午後8時までに割当てを受ける口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項「新規記録通知情報データ」をファイル伝送により通知する。</p> <p>① 機構加入者コード ② 2.にて通知された事項のうち、発行者の株主等照会コード及び新規記録日ごとの新規記録する振替新株予約権の総数を除くもの ③ 明細レコード区分（「口座通知なし」を指定）</p> <p>(2) 新規記録処理結果の通知 a 発行者（株主名簿管理人）に対する通知</p> <p>機構は、発行者（株主名簿管理人）に対し、発行者（株主名簿管理人）から「新規記録通知データ」を受けた日の翌営業日（新規記録日）の午前3時から午後8時までの間に、前営業日の夜間バッチ処理において新規記録した処理結果（「口座処理結果ファイル（T A用）」）をファイル伝送により送信する。</p> <p>b 直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、直接口座管理機関に対し、発行者（株主名簿管理人）から「新規記録通知データ」を受けた日の翌営業日（新規記録日）の午前3時から午後8時までの間に、バッチ処理において新規記録した処理結果（「口座処理結果ファイル（機構加入者別口座残高表、機構加入者別口座処理明細票）」）をファイル伝送により送信する。</p> <p>(3) 振替口座簿における増加の記録</p>	<p>旨の通知を受けた発行者（株主名簿管理人）は、全部取得日の午後8時までの間に新規記録通知データの内容を修正して機構に通知するものとする。</p> <p>(業 262 条において読み替えて準用する第 51 条第 2 項、施第 340 条第 1 項において準用する第 48 条第 3 号)</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から新規記録通知に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（増加の記録を受けられる口座の加入者の上位機関に限る。）に当該直近下位機関に係る事項を通知することとする。</p> <p>(業第 262 条において準用する第 51 条第 5 項)</p> <p>(業第 262 条において準用する第 51 条第 5 項)</p> <p>(業第 262 条において準用する第 51 条第 4 項及び第 5 項、施第 340 条において準用する</p>

内 容	備 考
<p>機構及び口座管理機関は、新規記録通知の内容に従い、全部取得日の翌営業日（午前9時）に発行者の口座に係る増加の記録を行う。</p> <p>第3 第三者割当てによる非上場新株予約権の取扱い</p> <p>1. 非上場新株予約権の取扱申請</p> <p>発行者は、非上場新株予約権の発行の決定を行った場合には、機構に対し、発行の決定日（以下「発行決議日」という。）に当該新株予約権を機構が取扱うことについての申請（以下「取扱申請」という。）を行う。発行者は、取扱申請を行う場合には、機構に対し、非上場新株予約権取扱申請書及び発行要項（以下「取扱申請書類」という。）をTarget 保振サイトにより提出する。</p> <p>2. 機構による審査手続</p> <p>機構は、取扱申請の内容について審査を行い、発行者に対し、Target 保振サイト等により取扱いの可否を通知する。</p> <p>3. 銘柄コード等の付番申請手続</p>	<p>第48条第5項)</p> <p>※ 発行者は、発行決議日の2週間前までに機構に対し、電話等により事前相談を行う。</p> <p>※ 非上場新株予約権が公募により発行される場合も同様とする。</p> <p>※ 非上場新株予約権取扱申請書は、機構ホームページに掲載の書式(ST02-02)を参照。</p> <p>※ 非上場新株予約権取扱申請書の提出は、発行者の決定事項等の通知を兼ねる。機構に通知すべき事項については、第1章総則第2節「発行者の決定事項等の通知」を参照。</p> <p>※ 発行決議時点において、新株予約権の払込金額、払込期日、行使価額等の条件が未定の場合には、発行決議日に取扱申請書類（未定事項がある旨を記載）を提出したうえで、条件決定後に、決定内容を記載した取扱申請書類を追加で提出する。</p> <p>※ 第三者割当てにより発行される非上場新株予約権の新規記録の標準日程については、資料4-2-7参照。</p> <p>※ 機構は、発行者から提出された取扱申請書類により取扱申請に係る新株予約権が機構の取扱要件を満たすものであることが確認できる場合には、当該新株予約権を取扱うものとする。</p> <p>※ 発行決議時点において、新株予約権の払</p>

内 容	備 考
<p>機構は、取扱申請に係る新株予約権が機構の取扱要件を満たすものであることが確認できた場合には、発行決議日の翌営業日から起算して2営業日目の日に証券コード協議会に対し、銘柄コード及びI S I Nコードの付番をメール等により申請する。</p> <p>4. 銘柄コード等の付番手続 証券コード協議会は、銘柄コード及びI S I Nコードを付番し、発行決議日の翌営業日から起算して3営業日目の日に機構に対し、メール等により通知する。</p> <p>5. 機構による機構加入者等に対する通知 機構は、発行決議日の翌営業日から起算して4営業日目の日に、発行者から通知された事項等を機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>6. 機構による発行者に対する銘柄コード等の通知 機構は、発行決議日の翌営業日から起算して4営業日目の日に、銘柄コード及びI S I Nコードを発行者に対し、Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>7. 口座通知の取次ぎ (1) 機構及び口座管理機関による取次ぎ 新株予約権の割当てを受ける加入者は、直近上位機関に対して新株予約権の銘柄、新株予約権の新規記録数を示して発行者（株主名簿管理人）に対し、新株予約権の新規記録を受ける加入者の自己の口座の取次ぎの請求を行う。機構及び口座管理機関は当該口座通知の取次ぎの請求を受けたときは、発行者（株主名簿管理人）に当該口座通知の取次ぎを行う。</p> <p>(2) 間接口座管理機関による口座の取次ぎの委託 口座の取次ぎの請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該口座管理機関は、</p>	<p>込金額、払込期日、行使価額等の条件が未定の場合には、「発行決議日」を「条件決定日」と読み替える。以下4.、5. 及び6. において同じ。</p> <p>※ 第1章第1節2. (4)「発行者への取扱開始日の通知」とあわせて行う。</p> <p>(業第262条において準用する第44条第1項から第3項)</p> <p>※ 発行者（株主名簿管理人）は、口座通知の取次ぎにより、新株予約権を新規記録すべき口座の通知を受けるものとし、振替システムを介さず、直接、口座の通知を受けることはできない。</p> <p>※ 口座通知の取次ぎの請求を受けた口座管理機関は、その直近上位機関に対して口座通知の取次ぎを委託するものとする。当該委託を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業第262条において準用する第44条第1項から第3項)</p>

内 容	備 考
<p>その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して口座通知の取次ぎを委託しなければならない。当該委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座通知の取次ぎを請求した加入者の加入者口座コード ② ①の口座に新規記録すべき銘柄コード ③ ①の口座に新規記録すべき新株予約権数 ④ ③の数うち信託財産であるものの数 ⑤ 非上場新株予約権の口座通知の取次ぎである旨 <p>(3) 機構加入者による口座通知の取次ぎの委託又は取次ぎの請求</p> <p>機構加入者は、加入者から口座通知の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から口座通知の取次ぎの委託を受けた場合には、機構に対し、次に掲げるところにより、口座通知の取次に係る事項（口座通知データ）を通知しなければならない。機構加入者が機構に対し口座通知の取次ぎの請求を行う場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 通知手段 <ul style="list-style-type: none"> ファイル伝送又は統合W e b 端末 b 取扱時間 <ul style="list-style-type: none"> ア ファイル伝送 払込期日の前営業日から起算して3営業日までの日の午前3時から午後8時まで イ 統合W e b 端末 払込期日の前営業日から起算して3営業日までの日の午前9時から午後8時まで c 通知事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 口座通知の取次ぎを行う機構加入者の機構加入者コード ② 新規記録区分（2．募集株式（株主有償割当増資、第三者割当増資）を設定） ③ 新規記録すべき新株予約権の銘柄コード ④ 口座通知の取次ぎを請求した加入者の加入者口座コード ⑤ ④の加入者が信託の受託者であるときは、その旨 ⑥ ④の口座に新規記録すべき新株予約権の数 <p>(4) 機構による発行者（株主名簿管理人）に対する口座通知の取次ぎ</p> <p>機構は、機構加入者から発行者に対する口座通知の取次ぎ請求を受けたときは、その翌営業日の午前3時から午後2時までの間に、口座通知に係る次の事項（「口座通知情報データ」）を発行者（株主名簿</p>	<p>(業第262条において準用する第44条第1項から第3項)</p> <p>※ 機構は、口座通知の取次ぎを請求した加入者の情報について「株主等通知用データ」に登録されていない場合やその他データに不備がある場合には、「口座通知データエラー通知」を行う。</p>

内 容	備 考
<p>管理人) にファイル伝送により通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前(3)に掲げる事項 ② 新株予約権の割当てを受ける加入者の名称及び住所(「株主等通知用データ」に登録されているもの) ③ 新株予約権の割当てを受ける加入者の株主等照会コード ④ 株式等リファレンスNO ⑤ 新規記録すべき新株予約権の目的である振替株式が外国人保有制限銘柄であって、新株予約権の割当てを受ける加入者が外国人であるときは、その旨 <p>(5) 発行者(株主名簿管理人)による口座通知の内容確認</p> <p>発行者(株主名簿管理人)は、機構から「口座通知情報データ」の通知を受けたときは、直ちに「口座通知情報データ」を確認し、その日の午前3時から午後2時までの間に次の事項(「口座通知情報確認結果データ」)をファイル伝送により機構に通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② 新規記録区分(2. 募集株式(株主有償割当増資、第三者割当増資)を設定) ③ 株式等リファレンスNO ④ 確認結果(一致/不一致) ⑤ 不一致のときは、不一致理由(株主不一致(氏名/住所に関する不一致)、銘柄不一致、数量不一致、その他) ⑥ 新規記録予定日等 <p>(6) 機構による直接口座管理機関への通知</p>	<p>(業第 262 条において準用する第 45 条第 1 項、施第 340 条第 1 項において準用する第 41 条)</p> <p>※ 発行者(株主名簿管理人)は、口座通知を受け付けると新株予約権の割当て総数を超過することとなる場合には、当該口座通知を受け付けない。(発行者(株主名簿管理人)は新株予約権の新規記録数が超過する原因となった口座通知をした機構加入者に連絡し、連絡を受けた機構加入者は、口座通知の新株予約権の新規記録数を減額して口座通知を行う。)</p> <p>※ 新規記録予定日には払込期日の翌営業日をセットする。</p> <p>※ 発行者(株主名簿管理人)は、口座通知がされた数量が新株予約権の割当総数に満たないときは、口座通知をした機構加入者に電話等により不備の通知をするものとし、当該通知を受けた口座管理機関は口座通知の取次ぎを取り消したうえで、受付可能数と同数の口座通知の取次ぎを行うものとする。</p> <p>(業第 45 条第 2 項から第 4 項)</p>

内 容	備 考
<p>機構は、発行者（株主名簿管理人）から「口座通知情報確認結果データ」の通知を受けたときは、その日の午後5時から午後8時までの間に、新株予約権の新規記録を受ける加入者の上位機関である直接口座管理機関に、その通知内容（「口座通知情報確認結果（口座管理機関向け）データ」）をファイル伝送により通知する。</p> <p>8. 新規記録通知</p> <p>(1) 発行者（株主名簿管理人）による新規記録通知</p> <p>発行者（株主名簿管理人）は、加入者からの払込みを確認し、払込期日の午後8時までの間に、機構に対し、次に掲げる事項「新規記録通知データ」をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 振替新株予約権の銘柄コード ② 振替新株予約権の新規記録を受ける加入者の加入者口座コード ③ 加入者の株主等照会コード ④ 新規記録される加入者ごとの振替新株予約権の数 ⑤ 新規記録区分（2. 募集株式（株主有償割当増資、第三者割当増資）を設定） ⑥ 株式等リファレンスNO ⑦ 新規記録日 ⑧ 新規記録される振替新株予約権の総数 <p>(2) 機構における手続</p> <p>機構は、「新規記録通知データ」と「口座通知データ」について、株式等リファレンスNOにより、株主等照会コード、加入者口座コード、銘柄、新株予約権の新規記録数等についてデータを照合し、新規記録通知データの受付後、直ちに発行者（株主名簿管理人）に対し、ファイル伝送により「入力処理内容通知」にて以下の内容を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 照合エラーとならなかったものの件数 ② 照合エラーとなったものの件数 ③ 照合エラーとなったものの明細、エラーの内容 <p>9. 新規記録</p> <p>(1) 機構による直接口座管理機関に対する通知</p>	<p>※ 口座通知情報に不備がある旨の通知を受けた口座管理機関は、訂正後の「口座通知データ」を再送するものとする。</p> <p>(業第 262 条において準用する第 51 条第 1 項、施第 340 条第 1 項において準用する第 47 条及び第 48 条第 1 項並びに第 2 項)</p> <p>※ 加入者は、発行者が指定する方法により新株予約権の払込金を支払う。</p> <p>※ 新規記録日には、払込期日の翌営業日を設定する。</p> <p>※ 新規記録通知データにエラーとなるものがある場合には、当該データは受け付けられない（全件エラー）ので、エラーである旨の通知を受けた発行者（株主名簿管理人）は、払込期日の午後8時までの間に新規記録通知データの内容を修正して機構に通知するものとする。</p> <p>(業第 262 条において読み替えて準用する第 51 条第 2 項、施第 340 条第 1 項において準用する第 48 条第 3 号)</p>

内 容	備 考
<p>機構は、発行者（株主名簿管理人）から「新規記録通知データ」を受けたときは、払込期日の翌営業日の午前3時から午後8時までに割当てを受ける加入者の上位機関である直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項「新規記録通知情報データ」をファイル伝送により通知する。</p> <p>a 口座通知の方法により新規記録がされるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 新規記録区分 ④ 新規記録される振替新株予約権の総数 ⑤ 新規記録日 ⑥ 明細レコード（「口座通知あり」を指定） <p>b 口座通知の方法によらずに新規記録がされるもの（特別口座分）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 発行者から受けた新規記録に係る事項（8（1）の事項のうち、加入者の株主等照会コード及び新規記録日ごとの新規記録する振替新株予約権の総数を除くもの） ③ 明細レコード区分（「口座通知なし」を指定） <p>c 口座通知はされたが新規記録通知がされなかったもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 口座通知情報確認結果（口座管理機関向け）データで通知した事項 ③ 明細レコード区分（「エラー」を指定） ④ 口座通知はされたが新規記録通知がされなかった旨 <p>(2) 機構による発行者に対する通知</p> <p>機構は、発行者（株主名簿管理人）から「新規記録通知データ」を受けた日の翌営業日（新規記録日）の午前3時から午後8時までに、発行者（株主名簿管理人）に対して、ファイル伝送により「口座処理結果ファイル」にて以下の内容を通知する。</p> <p>a 新規記録がされるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② 新規記録される新株予約権の総数 <p>b 口座通知はされたが新規記録通知がされなかったもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座通知情報確認結果データで通知を受けた事項 ② 口座通知はされたが新規記録通知がされなかった旨 	<p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から新規記録通知に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（増加の記録を受けられる口座の加入者の上位機関に限る。）に当該直近下位機関に係る事項を通知することとする。</p>

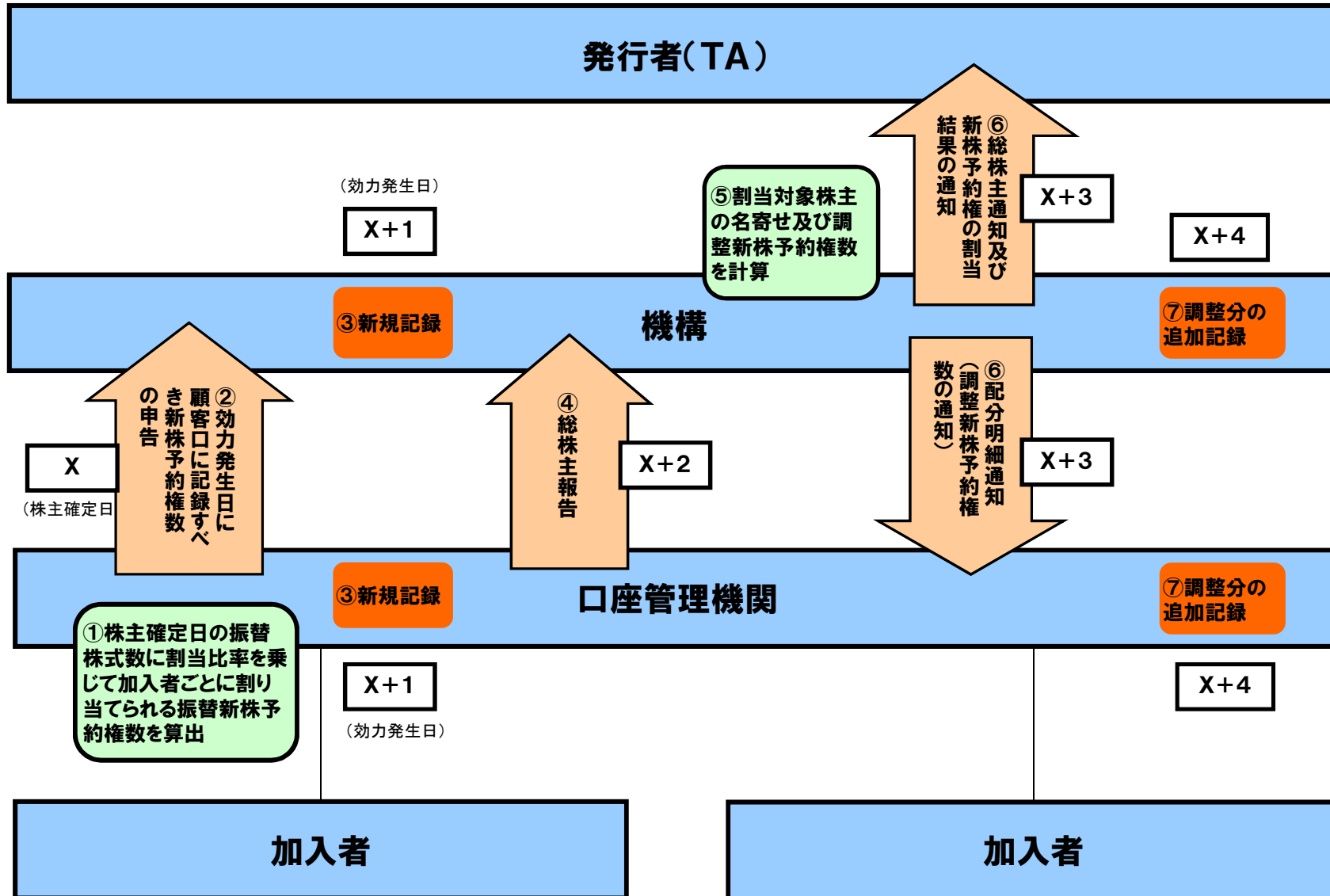
内 容	備 考
<p>(3) 新規記録処理結果の通知</p> <p>a 発行者（株主名簿管理人）に対する通知</p> <p>機構は、発行者（株主名簿管理人）に対し、発行者（株主名簿管理人）から「新規記録通知データ」を受けた日の翌営業日（新規記録日）の午前3時から午後8時までの間に、前営業日の夜間バッチ処理において新規記録した処理結果（「口座処理結果ファイル（TA用）」）をファイル伝送により送信する。</p> <p>b 直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、直接口座管理機関に対し、発行者（株主名簿管理人）から「新規記録通知データ」を受けた日の翌営業日（新規記録日）の午前3時から午後8時までの間に、バッチ処理において新規記録した処理結果（「口座処理結果ファイル（機構加入者別口座残高表、機構加入者別口座処理明細票）」）をファイル伝送により送信する。</p> <p>(4) 振替口座簿における増加の記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、新規記録通知の内容に従い、払込期日の翌営業日（午前9時）に口座管理機関の自己の口座又は顧客口に増加の記録を行う。</p> <p>第4 その他の事由による振替新株予約権の発行等の取扱い</p> <p>1. 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の一部取得の対価交付</p> <p>(1) 取得条項付新株予約権が振替新株予約権である場合又は取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合の取得及び対価の交付</p> <p>a 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の一部取得に係る振替</p> <p>発行者は、振替新株予約権である取得条項付新株予約権又は振替新株予約権付社債である取得条項付新株予約権付社債の一部取得をしようとするときは、口座において減少の記録がされる加入者の直近上位機関に対して、当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をするものとする。</p>	<p>(業第 262 条において準用する第 51 条第 5 項)</p> <p>(業第 262 条において準用する第 51 条第 5 項)</p> <p>(業第 262 条において準用する第 51 条第 4 項及び第 5 項、施第 340 条において準用する第 48 条第 5 項)</p> <p>※ 発行者は、取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の一部を取得することを決定した場合には、当該決定事項を機構に対して通知する必要がある。発行者が機構に通知する決定事項等については、第 1 章第 2 節「発行者の決定事項等の</p>

内 容	備 考
<p>b 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の対価の交付 発行者は、取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の取得対価が振替新株予約権である場合には、口座において取得条項付新株予約権の減少の記録がされた加入者に対して、振替又は新規記録により取得対価である振替新株予約権を交付する。この場合の手続については、前第3. 第三者割当てによる非上場新株予約権の取扱いに準じる。 発行者は、取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の取得対価が振替新株予約権でない場合には、口座において取得条項付新株予約権の減少の記録がされた加入者に対して、振替制度外で取得対価を交付する。</p> <p>(2) 取得条項付新株予約権が振替新株予約権でない場合又は取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合の取得及び対価の交付 取得条項付新株予約権が振替新株予約権でない場合又は取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合の新規記録通知及び新規記録に関する取扱いについては、前第3. 第三者割当てによる非上場新株予約権の取扱いに準じる。</p> <p>2. 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得の対価交付 取得条項付新株予約権が振替新株予約権である場合又は取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合で、取得の対価として振替新株予約権が交付される場合の取扱いについては、第3章第3節第2の2「取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得の対価交付」に準じる。</p> <p>3. 合併等の対価として消滅会社等の株主に対して交付される振替新株予約権 合併等の対価として消滅会社等の株主に対して振替新株予約権が交付される場合の取扱いについては、第1. 新株予約権の無償割当てにより交付される振替新株予約権の取扱い（1. 新株予約権の無償割当てに伴う通知及び新規記録通知を除く。）に準じる。</p>	<p>通知」を参照。</p> <p>※ 対価の記録を受ける加入者の直近上位機関は、増加記録日を効力発生日として付記する。</p> <p>※ 取得条項付新株予約権の新株予約権者又は取得条項付新株予約権付社債の新株予約権付社債権者は、取得対価として交付を受ける振替新株予約権を記録するための口座について、直近上位機関に対して口座通知の取次ぎの請求をするものとする。</p> <p>※ 発行者は、合併等の対価として消滅会社等の株主に対して振替新株予約権を交付することを決定した場合には、当該決定事項</p>

内 容	備 考
<p>4. 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得により交付される振替新株予約権</p> <p>取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得により振替新株予約権が交付される場合の取扱いについては、第1. 新株予約権の無償割当てにより交付される振替新株予約権の取扱い（1. 新株予約権の無償割当てに伴う通知及び新規記録通知を除く。）に準じる。</p>	<p>を機構に対して通知する必要がある。発行者が機構に通知する決定事項については、第1章第2節「発行者の決定事項等の通知」を参照。</p> <p>※ 発行者は、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得により振替新株予約権を交付することを決定した場合には、当該決定事項を機構に対して通知する必要がある。発行者が機構に通知する決定事項については、第1章第2節「発行者の決定事項等の通知」を参照。</p> <p>※ 対象銘柄が外国人保有制限銘柄である場合の手続については、第2章第2節「振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録」に準じる。</p>

以 上

振替新株予約権の新規発行イメージ（無償割当型新株予約権）



無償割当型新株予約権の新規記録に係る最短日程

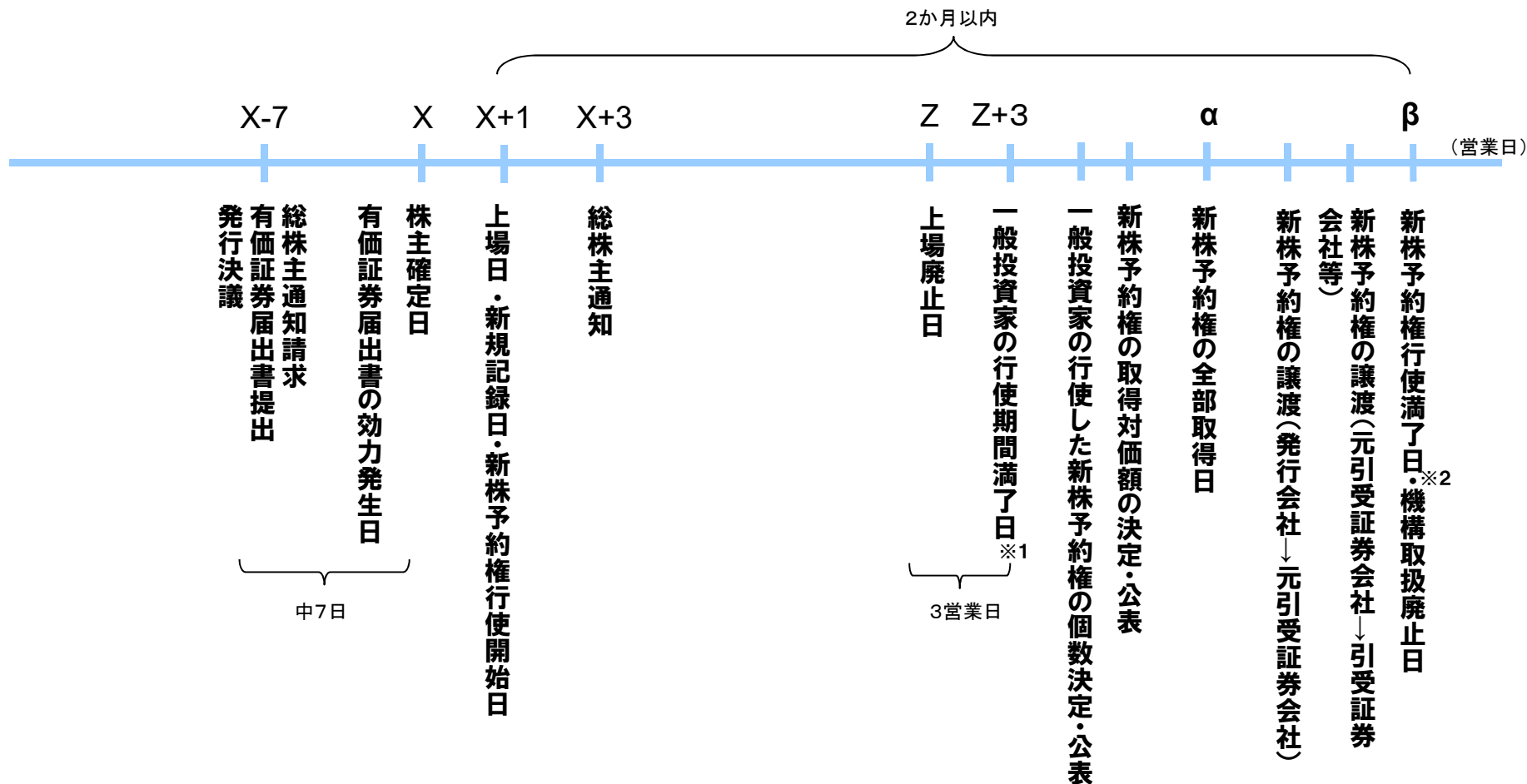
【株券喪失登録がなく、有価証券届出書を提出し、総株主通知の請求により株主確定日を定める場合】

日程 (営業日)	X-7	X-6	X-5		X-1	X (株主確定日)	X+1 (上場日・効力発生日)	X+2	X+3	X+4						
							機構取扱開始日									機構取扱最終日
							行使開始日					Z (行使期間満了日) の2週間前まで	Z-4	Z-3		行使期間満了日 (Z)
取引所 金融商品					上場承認 所報掲載 (注4)								取引 最終日	上場 廃止		
発行会社	新株予約権無償割当発行決議・上場申請(注1、2)	有価証券届出書提出														
機構	総株主通知請求 同意書の提出	機構報掲載(注3)	総株主通知日程案内		機構報掲載(注3)											
口座管理機関					割当対象外通知(注5)	新株予約権数申告 3:00~20:00	9:00 新株予約権 新規記録	9:00 新株予約権 新規記録	総株主報告 3:00~20:00	9:00 調整新株予約 権新規記録	9:00 調整新株予約 権新規記録					
株主					割当対象外通知											
備考																

- (注1) 上記は発行決議から最短で上場された場合の日程を表しているものであり、実際の日程の作成に当たっては、関係先と十分に協議のうえ実行可能な日程を検討する必要がある。
- (注2) 権利落日(X-1)以降に発行決議を取り消さざるを得なくなった場合には市場に大きな混乱を来すこととなるため、かかる事態が生じることのないよう慎重な検討が求められる。
- (注3) X-6の機構報は、上場承認がされることを前提として、総株主通知請求が行われた旨及び総株主通知日程案内の配信日程等を掲載する。上場承認日の機構報は機構で該当する新株予約権の銘柄の取扱いを開始する旨等を掲載する。
- (注4) 上場承認は所要の審査手続完了次第公表される。なお、上場承認は有価証券届出書の効力発生を前提とする。
- (注5) 自己株式に係る割当対象外通知は、確定次第機構に提出する。遅くとも割当基準日(当該割当基準日が休業日の場合には、その前営業日)の前営業日までに提出する。
- (注6) 発行会社は、新株予約権の効力発生日後遅滞なく、かつ、行使期間の満了日の2週間前までに、株主に対し、株主が割当を受けた新株予約権の内容及び数を通知する必要がある。
- (注7) 払込金は原則として午前中までに払込取扱場所に振り込まれる必要がある。

コミットメント型ライツ・オフリングの日程イメージ

資料4-2-4



※1 Z+3は、機構への新株予約権行使の取次最終日

※2 新株予約権行使満了日前に新株予約権が全て行使された場合には、満了日前に取扱廃止となる。
株式等振替制度に係る業務処理要領(7.7版)

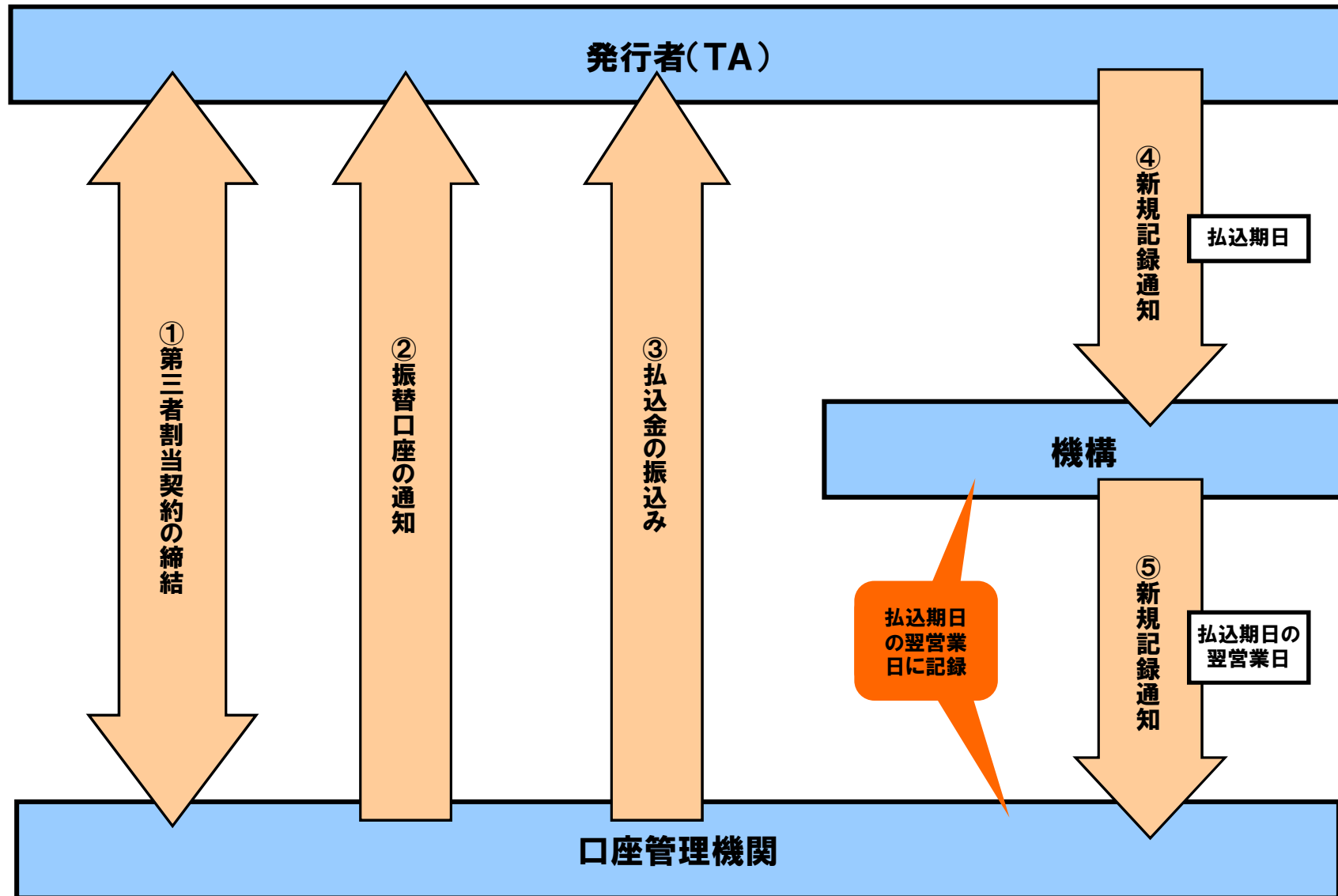
コミットメント型ライツ・オフリングの新規記録に係る日程イメージ

資料4-2-5

日程	$\alpha-8$	$\alpha-7$	\dots $\alpha-1$ (新株予約権者 確定日)	α (全部取得日)	$\alpha+1$	\dots	$\alpha+2$	\dots	γ (新株予約権行 使日)	$\gamma+1$	$\gamma+2$	$\gamma+3$	\dots	β (行使期間 満了日)
発行会社														
株主名簿 管理人														
機構														
口座管理機関	発行会社口座													
	引受証券会社													
備考	Target振替 サイトにより 機構に通知		口座処理結果 ファイルにより新 株予約権の数を 株主名簿管理人 に通知	新株予約権の全 部取得に係る対価 (金銭)の支払は 振替制度外で行う。					・新株予約権行使を行う場合、行使後の株式は、機構への新株予約権行使 請求取次ぎ日から起算して4営業日後に振替口座簿へ記録される。 ・ γ が取りえる値は、 $\alpha+1 \leq \gamma \leq \beta$ となる。					

振替新株予約権の新規発行イメージ（第三者割当てにより発行される非上場新株予約権）

資料4-2-6



第三者割当てにより発行される非上場新株予約権の新規記録の標準日程

日程	発行決議日 (X)	X+1	X+2	X+3	X+4	X+5	X+6	X+7	払込期日 (Y)	Y+1	
発行者	取扱申請・決定事項の通知	取扱可否の通知	証券コードの付番申請	証券コードを入手	証券コードを通知	口座通知	口座通知	新規記録通知	振込金を払込む	新規記録通知 (9:00)	
株主名簿管理人 (TA)											
機構	審査				機構報					新規記録	
機構加入者											
備考	取扱申請書類を提出	7日以上(届出の効力発生(金商法第8条、開示ガイドライン8-1))、2週間以上(株主に対する募集事項の通知又は公告(会社法第240条第2項、第3項))							1日以上空ける		

(注) 発行決議時点において新株予約権の払込金額等の条件が未定の場合には、上図の「発行決議日」を「条件決定日」と読み替える。なお、その場合、発行決議日に取扱申請書類(未定事項がある旨を記載)を提出したうえで、条件決定日(X)に、決定内容を記載した取扱申請書類を追加で提出する。

第3節 振替手続

内 容	備 考
<p>第1 一般の振替に係る手続</p> <p>1. 原則的な手続 振替新株予約権の一般の振替に係る手続のうち、原則的な手続については、振替株式に準じて行うものとする。</p> <p>2. 例外的な手続 (1) 指定証券取引清算機関の対象取引の決済に係る振替の取扱い</p> <p>例外的な手続のうち、指定証券取引清算機関（株式会社日本証券クリアリング及び株式会社ほふりクリアリング）の取引対象の決済に係る新株予約権の振替の取扱いについては、振替株式に準じて行うものとする。</p> <p>(2) 特別口座に係る振替についての取扱い 特別口座からの振替及び特別口座への振替の取扱いについては、振替株式に準じて行うものとする。</p> <p>(3) 自己新株予約権の処分に伴う振替 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の一部又は全部取得により振替新株予約権が交付される場合、新株予約権の無償割当により振替新株予約権が交付される場合、合併等の対価として新株予約権が交付される場合、合併等の対価として新株予約権が承継される場合における自己新株予約権の処分（交付）に係る振替については、それぞれの手続の項目を参照のこと。</p> <p>3. 振替の制限 (1) 機構による振替の制限</p> <p>機構は、特定の銘柄について、振替をしない日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を、Target 保振サイトにより、機構加入者に対し通知する。</p>	<p>(業第 263 条において準用する第 182 条、施第 342 条において準用する第 244 条)</p> <p>※ 非上場新株予約権については、貸株 DVP 振替に係る手続は、存在しない。</p> <p>(業第 263 条において準用する第 188 条、施第 342 条において準用する第 250 条及び第 262 条)</p> <p>(業第 263 条において準用する第 189 条、施第 342 条において準用する第 263 条第 1 項)</p> <p>※ 特定の銘柄の振替新株予約権の振替をしない日として機構が定める日は、機構加入者が新株予約権数申告を行う日</p>

内 容	備 考
<p>第2 担保に係る振替手続</p> <p>1. 質入れ関連の手続 質入れ関連の手続のうち、質入れ（質権設定）のための振替、担保新株予約権の届出、質権の解除のための振替及び質権の実行のための振替手続については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。</p> <p>2. 譲渡担保差入れ関連手続 譲渡担保差入れ関連手続のうち、譲渡担保差入れ（譲渡担保権設定）のための振替、担保新株予約権の届出、譲渡担保権の解除のための振替及び譲渡担保権の実行のための振替手続については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。</p> <p>3. 反対新株予約権者の新株予約権買取請求に係る振替手続 反対新株予約権者の新株予約権買取請求に係る振替手続については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。</p> <p>4. 質権口に係る新株予約権者の加入者口座コードの変更の手続 機構加入者による機構加入者口座の質権口に記録された新株予約権者の加入者口座コードの変更の手続については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。</p>	<p>の翌営業日が新設合併又は株式移転の場合における効力発生日であるときに、その日（新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の振替新株予約権に限る。）とする。</p> <p>（業第263条において準用する第186条及び187条、施第342条において準用する第246条から第249条）</p> <p>※ 振替新株予約権については、質入れ関連の手続として、登録質権者となるべき旨の申出の手続は、存在しない。</p> <p>※ 振替新株予約権については、譲渡担保差し入れ関連手続として、特別株主の申出の手続は、存在しない。</p>

以 上

第4節 振替新株予約権の抹消手続

内 容	備 考
<p>1. 振替新株予約権の一部抹消の取扱い 振替新株予約権の一部抹消の手続は、振替株式に準じるものとする。</p> <p>2. 振替新株予約権の全部抹消の取扱い 振替新株予約権の全部抹消の手続は、振替株式に準じるものとする。</p>	<p>※ 振替新株予約権の一部抹消手続を行うのは、以下の場合である。</p> <p>① 振替新株予約権である自己新株予約権を消却するとき</p> <p>② 合併等により消滅会社等の新株予約権者に対し、存続会社等の新株予約権を交付（承継）する場合に、自己の新株予約権を消滅会社等の新株予約権者に移転する場合</p> <p>※ 振替新株予約権の全部抹消手続を行うのは、以下の場合である。</p> <p>① 取得条項付新株予約権を取得した対価として振替商品を交付しない場合</p> <p>② 合併等により消滅会社等の新株予約権者に対し、対価として、振替商品を交付しない場合</p>

以 上

第5節 振替新株予約権の新株予約権行使

内 容	備 考
<p>1. 新株予約権行使請求の取次ぎ及び抹消請求</p> <p>(1) 新株予約権行使請求の取次ぎ及び抹消請求</p> <p>機構及び口座管理機関は、その加入者から発行者に対する新株予約権の行使の請求（以下この節において「新株予約権行使請求」という。）の取次ぎの請求を受けたときは、これを発行者に取り次ぐ。</p> <p>機構及び口座管理機関は、新株予約権行使請求の取次ぎを受けたときは、請求日を抹消日とする当該新株予約権行使に係る新株予約権の一部抹消の請求を受けたものとして扱う。</p> <p>(2) 間接口座管理機関による新株予約権行使請求の取次ぎの委託</p> <p>新株予約権行使請求の取次ぎの請求又は委託を受けた間接口座管理機関は、その直近上位機関に次の事項を通知し、新株予約権行使請求の取次ぎを委託する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>① 銘柄コード</p> <p>② 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権の数</p> <p>③ 新株予約権行使をした加入者の加入者口座コード</p> <p>④ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号</p> <p>⑤ 払込日</p> <p>⑥ 払込金額</p> <p>⑦ 端数金銭の受取りに関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">a 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別</p> <p style="margin-left: 20px;">b 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 金融機関コード</p> <p style="margin-left: 40px;">(b) 店舗コード</p> <p style="margin-left: 40px;">(c) 預金種別</p>	<p>(業第 265 条、施第 344 条)</p> <p>※ 新株予約権の行使を行おうとする加入者は、新株予約権の行使価額及び行使数量を確認し、払込金額に過不足が無いことを確認する。また、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認した上で、行使を行う。</p> <p>※ 口座管理機関は、特別口座に記録された新株予約権について新株予約権行使請求の取次ぎを受ける場合には、加入者が申出をして開設を受けた口座に当該新株予約権を振替えた後に新株予約権行使請求の取次ぎを行う。</p> <p>※ 間接口座管理機関は、新株予約権行使により交付される振替株式を振替口座簿に記録するまでの間、当該行使請求に係る振替新株予約権について、行使請求中であることを識別できるよう管理する。</p> <p>※ 端数金銭の受取りに関する事項は、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとし、ない場合のみ入力する。</p> <p>※ 請求者が新株予約権行使請求を取り次ぐ証券会社における証券総合口座等で端数金銭を受領しようとする場合には、端数金銭の受取方法として、当該</p>

内 容	備 考
<p>(d) 口座番号 (e) 口座名義人の氏名又は名称 (カナ)</p> <p>(3) 機構加入者による取次ぎの請求又は新株予約権行使請求の取次ぎの委託</p> <p>a 取次ぎの請求又は行使請求の取次ぎの委託</p> <p>機構加入者は、機構に新株予約権行使請求の取次ぎの請求又は新株予約権行使請求の取次ぎの委託をするときは、次の事項を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力（画面入力、CSVファイル入力）又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により通知する。</p> <p>① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権の数 ④ 加入者口座コード ⑤ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号 ⑥ 払込日 ⑦ 払込金額 ⑧ 端数金銭の受取りに関する事項</p> <p>(a) 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別 (b) 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座</p> <p>ア 金融機関コード イ 店舗コード ウ 預金種別 エ 口座番号 オ 口座名義人の氏名又は名称 (カナ)</p>	<p>証券会社の名義の金融機関預金口座への入金を指定することが考えられる。（証券会社は、受領した金銭を請求者の証券総合口座等に入金する。）</p> <p>※ 機構加入者は、新株予約権行使により交付される振替株式を振替口座簿に記録するまでの間、当該行使請求に係る振替新株予約権について、行使請求中であることを識別できるよう管理する。</p> <p>※ 端数金銭の受取りに関する事項は、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとしめない場合のみ入力する。</p> <p>※ 請求者が新株予約権行使請求を取り次ぐ証券会社における証券総合口座等で端数金銭を受領しようとする場合には、端数金銭の受取方法として、当該証券会社の名義の金融機関預金口座への入金を指定することが考えられる。（証券会社は、受領した金銭を請求者の証券総合口座等に入金する。）</p> <p>※ 機構加入者は、機構に新株予約権行使請求の取次ぎをした日の午後3時30分までの間、当該取次ぎの取消し又は訂正を行うことが可能である（機構は、午後3時30分以降の取消しは、受付けない。）。</p> <p>※ 新株予約権行使請求の取次ぎの訂正は、ファイル伝送のときは、ファイル単位の置き換えにて行う。統合Web</p>

内 容	備 考
<p>b 機構によるデータの確認</p> <p>(a) ファイル伝送</p> <p>機構は、ファイル伝送にて新株予約権行使請求の取次ぎの請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を機構加入者に確認ファイルにて通知する。また、機構は、定時点までに受け付けている請求ファイルのデータの関連性チェックを行い、エラーレコードがある場合には、統合Web端末にて通知を行う。なお、当該チェックは午後3時30分以降の日中バッチにおいても行う。</p> <p>(b) 統合Web</p> <p>機構は、統合Web端末にて新株予約権行使請求の取次ぎの請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェック及び関連性チェックを行い、その結果を機構加入者に受付済通知／エラー通知にて通知する。</p>	<p>端末への入力の場合は、株式等リファレンスNOを指定して取り消したうえで再入力して行う。</p> <p>※ 定時点とは、午前7時、午前8時、午前10時、午前11時、午後0時、午後1時、午後1時30分、午後2時、午後2時30分、午後3時を指す。</p> <p>※ 機構は、機構加入者より新株予約権行使の取次ぎを受けた日の午後6時から午後8時の間に、当該機構加入者にファイル伝送にて受付通知又はエラー通知を通知する。</p> <p>※ 機構は、機構加入者より新株予約権行使請求の取次ぎを受けた日の午後3時30分以降の処理において、当該機構加入者が指定する口座に新株予約権行使に係る新株予約権の数が存在するかのチェックを行い、数が不足する場合は、エラーとして機構加入者に通知する。</p> <p>※ 機構は、機構加入者より新株予約権行使請求の取次ぎを受けた日の午後3時30分以降の処理において請求データの加入者口座コードが加入者情報システムに登録されているかのチェックを行い、登録されていない場合は、エラーとして機構加入者に通知する。(左記の請求をする日の前営業日までに加入者情報システムへの登録を行う必要がある。)</p>

内 容	備 考
<p>(4) 機構による請求の取次ぎ</p> <p>機構は、機構加入者が機構に新株予約権行使の請求又は委託をした日の午後6時から午後8時までの間に、行使請求受付場所（株主名簿管理人）に対して次の事項をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② 株式等リファレンスNO ③ 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権の数 ④ 株主等照会コード ⑤ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号 ⑥ 端数金銭の受取りに関する事項 <ol style="list-style-type: none"> a 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別 b 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座 <ol style="list-style-type: none"> (a) 金融機関コード (b) 店舗コード (c) 預金種別 (d) 口座番号 (e) 口座名義人の氏名又は名称（カナ） ⑦ 払込金額 ⑧ 加入者の個人、法人、共有の別 ⑨ 加入者が法人の場合は、代表者 ⑩ 加入者の居住者、非居住者の別 ⑪ 常任代理人、法定代理人が登録されているときは、その氏名、住所 等 <p>(5) 機構による抹消手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> a 機構による抹消手続き <p>機構は、新株予約権行使請求の取次ぎを受けた振替新株予約権について、振替口座簿の記録を抹消する。</p> b 直接口座管理機関及び行使請求受付場所（株主名簿管理人）に対する処理結果の通知 <ol style="list-style-type: none"> (a) 抹消日当日における通知 <p>機構は、振替新株予約権の記録の抹消日の午後3時30分以降に、直接口座管理機関及び行使請求受付場所（株主名簿管理人）に対し、統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、「抹消済通知」を通知する。</p> (b) 抹消日翌営業日における通知 	<p>※ 機構は、機構加入者より新株予約権行使請求の取次ぎを受けた日の午後3時30分以降の処理において、記録を抹消する。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、振替新株予約権の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により行使請求受付場所（株主名簿管理人）に「口座処理結果ファイル（処理明細）」を、直接口座管理機関に「機構加入者別口座処理明細表」を通知する。</p> <p>2. 払込金の振込み</p> <p>(1) 機構加入者による払込金の振込み</p> <p>機構に新株予約権行使請求を取り次いだ機構加入者は、新株予約権行使請求の取次ぎの請求又は委託を受けた日の翌営業日の午前中までに新株予約権の銘柄ごとに発行者が指定した払込取扱銀行の口座に銘柄ごとに合算した払込金（その下位機関の加入者分を含む。）を振込む。</p>	<p>(業第 267 条、施第 346 条)</p> <p>※ 払込金の振込みは、原則として午前中に行うものとする。午前中に振込みが行われない場合には、当日中に払込取扱銀行に払込金が着金しない可能性があり、その場合には、行使請求受付場所（株主名簿管理人）において、エラーとして処理されることとなるので留意する必要がある。</p> <p>※ 間接口座管理機関は、直近上位機関の指示に従い、直近上位機関に払込金相当額を支払うものとする。</p> <p>※ 発行者が指定した払込取扱銀行の口座は、Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>※ 機構加入者は、払込取扱銀行に払込金の振込みを行う場合には、次の項目を振込み電文に設定する。上場新株予約権の場合には、銘柄コード（5桁）、口座管理機関コード（5桁）及び振込名義人（カナ）を設定する。非上場新株予約権の場合には、銘柄コード（9桁）及び振込名義人（カナ）を設定する。なお、非上場新株予約権が複数の口座管理機関に割当てられる場合には、銘柄コード（9桁）の後に口座管理機関ごとに固有の番号（1桁）を設定する等、振込みにあたり、発行者と口座管理機関との間で、事前に必要な調整を行うものとする。</p>

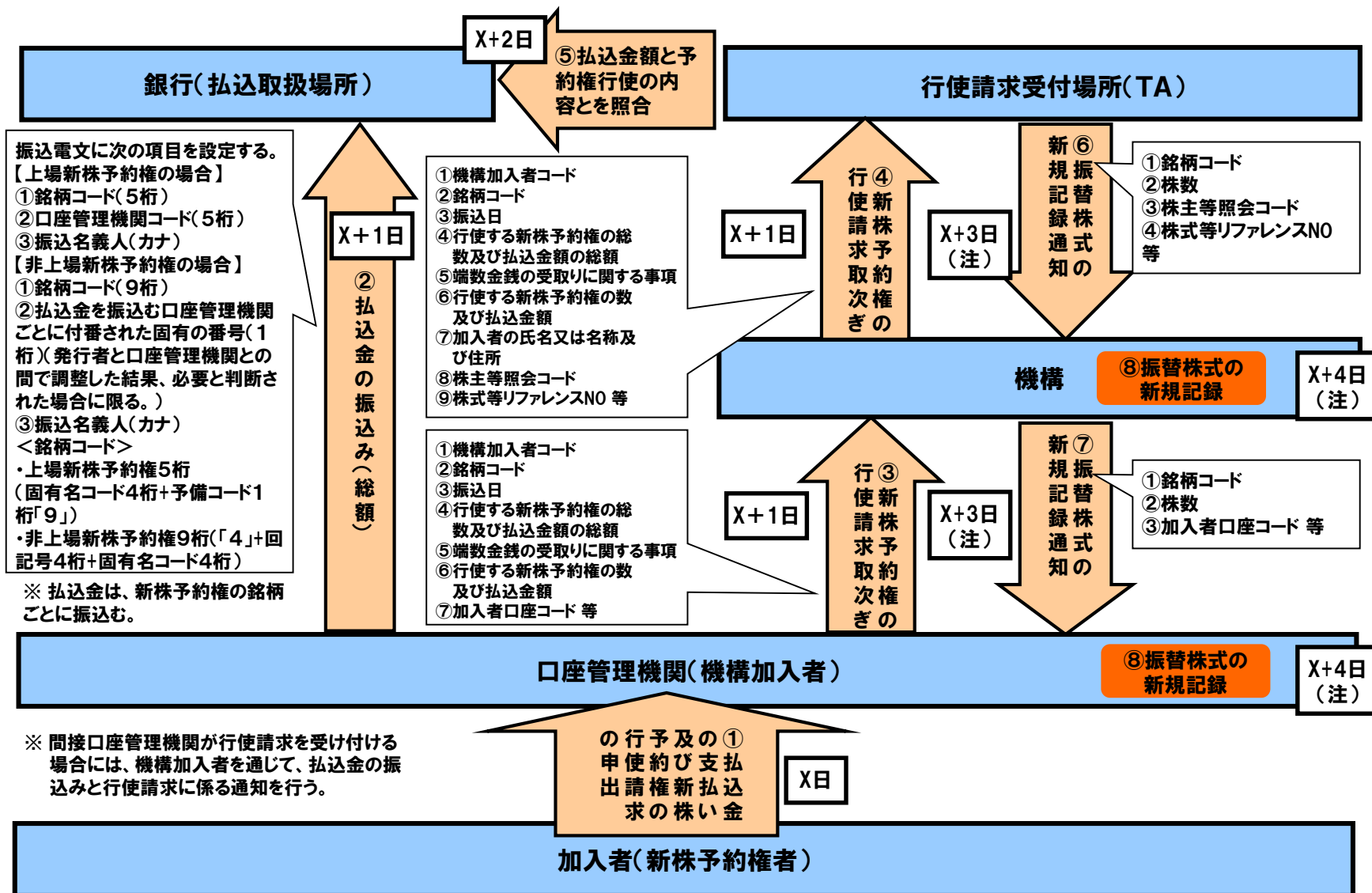
内 容	備 考
<p>(2) 行使請求受付場所（株主名簿管理人）による払込金の確認 行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、機構加入者から払込金が振込まれた場合には、払込金の総額と新株予約権行使の総数について照合を行う。</p> <p>3. 新株予約権行使により交付される振替株式の記録</p> <p>(1) 行使請求受付場所（株主名簿管理人）による機構への通知 行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、機構から新株予約権行使請求の取次ぎを受けた日から起算して3営業日目（第三者割当てにより発行された非上場新株予約権にあっては、2営業日目）の午前3時から午後8時までの間に機構に対して次の事項をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新株予約権行使により交付される振替株式の銘柄コード ② 新規記録日 ③ 株式等リファレンスNO ④ 新株予約権行使により交付される振替株式の数 ⑤ 信託財産表示分 ⑥ 効力発生日 ⑦ 株主等照会コード ⑧ 自己株式の充当の有無 ⑨ 自己株式充当株数 ⑩ 自己株式の充当元の加入者口座コード <p>(2) 機構による直接口座管理機関への通知 機構は、行使請求受付場所（株主名簿管理人）から新株予約権行使により交付される振替株式についての通知を受領した日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、新株予約権行使請求を機構に通知した直接口座管理機関に対して次の事項をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 銘柄コード 	<p>※ 行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、新株予約権者単位で払込金と行使された新株予約権の数とを照合することは不要である。</p> <p>※ 照合の結果、払込金額が必要金額と異なる場合には、行使請求受付場所（株主名簿管理人）と機構加入者との間で直接連絡を取り合うことにより、必要な調整を行うものとする。</p> <p>※ 機構加入者の連絡先については、Target 保振サイトで通知する。</p> <p>（業第 268 条、施第 347 条）</p> <p>※ 行使請求受付場所（株主名簿管理人）による機構への通知に先立ち、発行者は、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認する。</p> <p>※ 自己株式の充当元口座は、原則として、制度参加の際に発行者が機構に届け出た口座とする。</p> <p>※ 充当元口座に記録されている振替株式の数が充当株数に満たない場合には、行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、自己株式の充当を行わず、全て新株により振替株式を交付する。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から新株予約権行使により交付される振替株式についての通知を受けたときは、直ちに当該通知に係る直近下位機関に当該事項を通知するものとする。当該通知を</p>

内 容	備 考
<p>③ 新規記録日 ④ 株式等リファレンスNO ⑤ 新株予約権行使により交付される振替株式の数 ⑥ 信託財産表示分 ⑦ 効力発生日 ⑧ 加入者口座コード</p> <p>(3) 振替口座簿への記録 機構及び口座管理機関は、行使請求受付場所（株主名簿管理人）から新株予約権行使により交付される振替株式についての通知を受領した日の翌営業日の午前9時に振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。</p> <p>4. 新株予約権行使請求等の制限 機構は、株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日）から起算して3営業日前の日（非上場新株予約権にあっては、2営業日前の日）から株主確定日の間においては、新株予約権行使請求の取次ぎを行わない。</p> <p>5. 新株予約権行使請求の取次状況の公表 機構は、発行者からライツ・オフリングにおける新株予約権行使請求の取次状況の公表に係る請求を受けた場合には、新株予約権の行使期間中の毎営業日において、新株予約権行使請求を行使請求受付場所（株主名簿管理人）に取り次いだ日の翌営業日の13時までに、機構ホームページ上に次の事項を公表する。</p> <p>① 新株予約権の銘柄 ② 銘柄コード ③ 新株予約権の行使期間 ④ 新株予約権の発行総数</p>	<p>受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 機構は、直接口座管理機関に対する通知において、交付される振替株式が新株であるか発行者の自己株式か区別せず、交付される振替株式の総数を通知する。</p> <p>※ 新株予約権行使に対して自己株式を充当する場合には、機構及び行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、新株予約権行使により交付される振替株式についての通知を受領した日の翌営業日の午前9時に発行者の自己株式の減少の記録を行う。</p> <p>(業第266条、施第345条)</p> <p>※ 機構は、株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日）から起算して3営業日前の日（非上場新株予約権にあっては、2営業日前の日）から株主確定日の間に新株予約権行使請求の取次ぎを受けたときは、エラーとする。</p> <p>※ 機構は、取得条項付新株予約権について、全部取得日の前営業日まで新株予約権行使請求の取次ぎ請求を受付ける。</p> <p>(業第270条の2、施第350条の2)</p> <p>※ 公表する期間は、新株予約権行使の開始日の翌営業日から満了日の翌営業日までの間とする。</p> <p>※ 左記の公表については、非上場新株予約権は対象外とする。</p>

内 容	備 考
⑤ 新株予約権行使請求に係る新株予約権の数 ⑥ その他	

以 上

振替新株予約権行使の処理フロー



振替新株予約権行使の処理日程

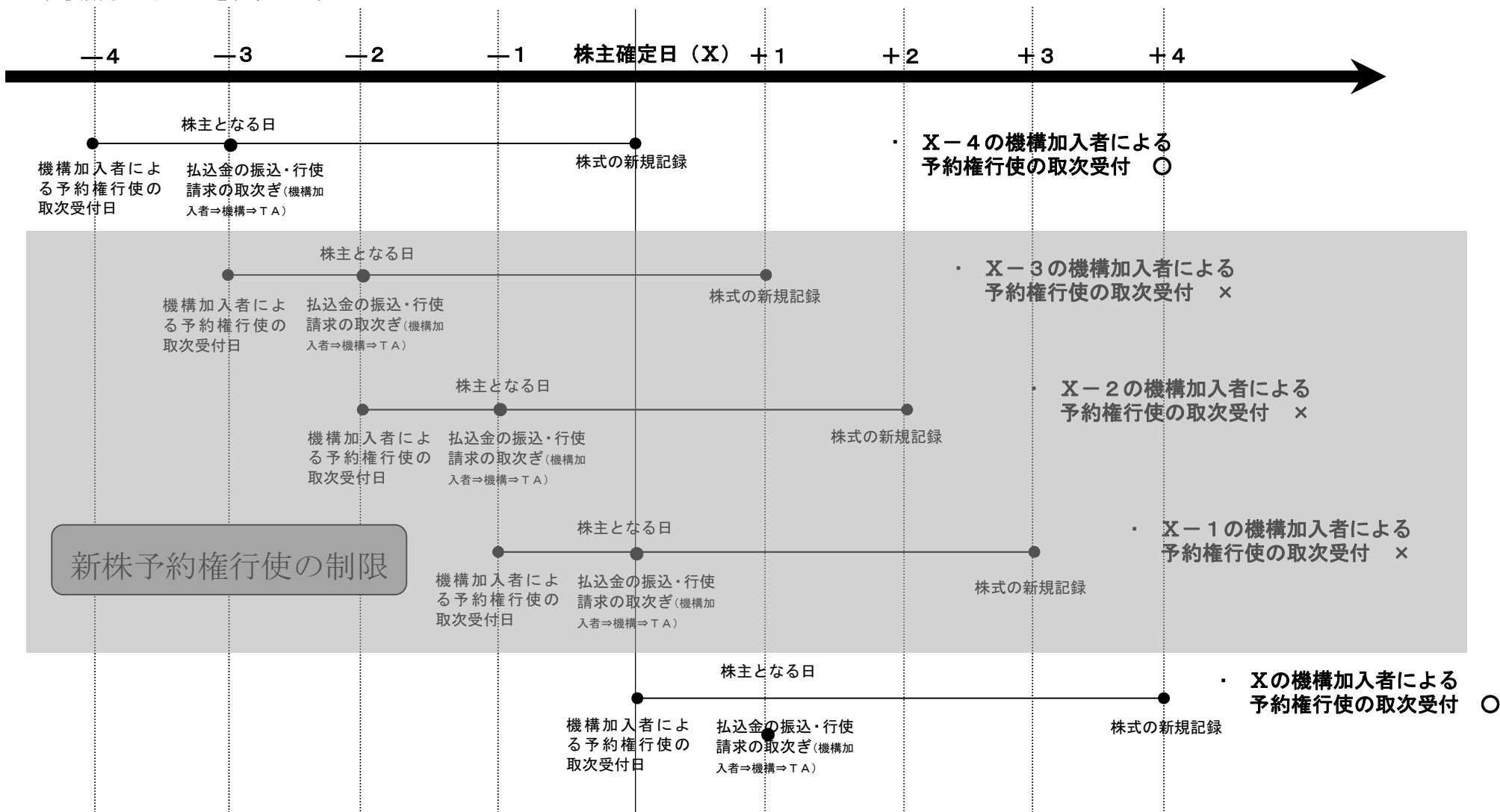
	予約権行使請求の取次受付日 (X)	予約権行使請求の取次日 (X+1)			X+2	X+3 (注2)		X+4 (注2) 9:00
		午前中 (注1)	~15:30	15:30~18:00 (データ受信 18:00~20:00)		~20:00	27:00~	
払込取扱場所								
行使請求受付場所 (TA)					払込金額と予約権行使の内容とを照合	振替株式の新規記録通知		
機構		払込金の振込み (総額)		新株予約権の行使請求取次ぎ データの編集、送信データの作成 新株予約権の抹消 (午後3時半)			データの編集、送信データの作成 振替株式の新規記録通知	振替株式の新規記録
機構加入者	新株予約権の行使請求の申出			新株予約権の行使請求取次ぎ				
加入者 (新株予約権者)								

(注1) 原則として午前中までに払込金を振込むものとする。午前中に振込が行われないことにより、X+1日中に払込金が払込取扱銀行に着金しない場合には、X+2日に照合が行えないことにより株式等振替制度に係る業務処理要領(7.7版)に定める振替機能がある。

(注2) 第三者割当てにより発行された非上場新株予約権については、X+3及びX+4の処理を1日前倒してそれぞれX+2及びX+3に実施する。

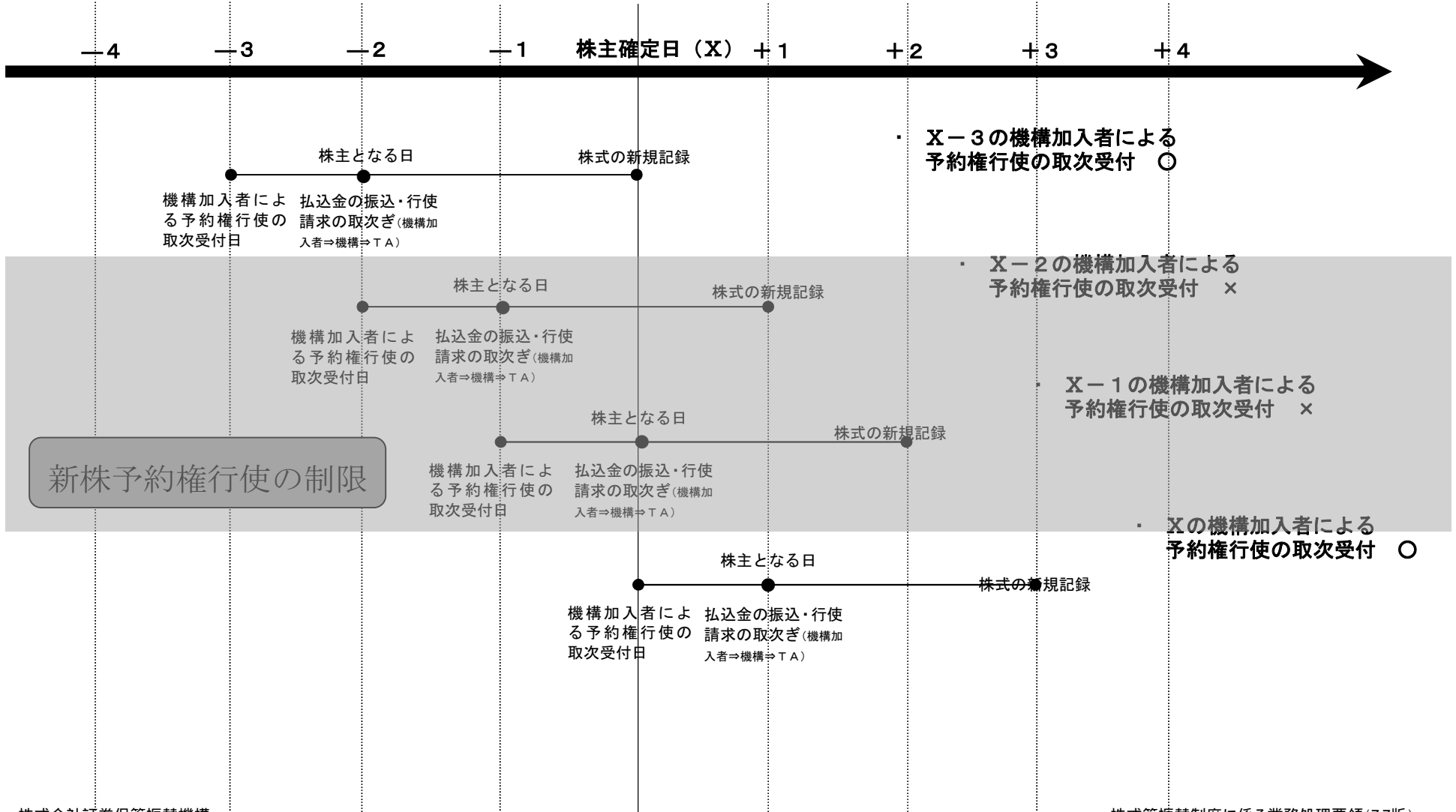
振替新株予約権（上場新株予約権）行使の制限日の取扱い

※ 機構は、株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日）から起算して3営業日前の日から株主確定日の間においては、新株予約権行使請求の取次ぎを行わない。



振替新株予約権（第三者割当てにより発行された非上場新株予約権）行使の制限日の取扱い

※ 機構は、株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合には、その前営業日）から起算して2営業日前の日から株主確定日の間においては、新株予約権行使請求の取次ぎを行わない。



第 6 節 振替新株予約権の行使期間満了の手続

内 容	備 考
<p>1. 新株予約権の行使期間満了日における振替口座簿の記録の抹消</p> <p>機構及び口座管理機関は、振替新株予約権の行使期間満了日の振替処理終了時（午後 3 時 30 分）に、当該日の振替処理終了時（午後 3 時 30 分）における当該振替新株予約権についての振替口座簿の記録を抹消する。</p>	<p>（法第 172 条、業第 264 条）</p> <p>※ 振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎについては、行使期間満了日の振替処理終了時（午後 3 時 30 分）まで受付ける。</p> <p>※ 当該作業については、行使期間満了日の午後 3 時 30 分以降に日中バッチ処理を行い、口座管理機関及び株主名簿管理人に「抹消済通知」を通知する。また、行使期間満了日の翌営業日に、口座管理機関には「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」にて、株主名簿管理人に対しては、「口座処理結果ファイル」にて処理結果を通知する。</p> <p>※ 振替新株予約権の新株予約権行使に係る行使期間が満了となった場合、発行者に総新株予約権者通知は行わない。</p>

以 上

第 7 節 合併等において振替新株予約権が承継される場合の手続

内 容	備 考
<p>合併等における振替新株予約権の承継の手続については、以下に掲げる事項を除き、第 3 章第 10 節「合併等において振替新株予約権付社債が承継される場合の手続」に準じるものとする。</p> <p>1. 自己の振替新株予約権を交付する場合の取扱い</p> <p>(1) 発行者による直近上位機関に対する一部抹消の申請</p> <p>存続会社等は、新株予約権者に自己の振替新株予約権を交付しようとするときは、一部抹消日の前営業日から起算して 2 営業日前までに、当該新株予約権を記録する直近上位機関に対して、次の事項を示して、一部抹消の申請をするものとする。</p> <p>① 存続会社等の自己新株予約権が記録されている口座の加入者口座コード</p> <p>② 存続会社等の自己新株予約権の銘柄及び数</p> <p>③ 一部抹消日</p> <p>④ 一部抹消事由</p> <p>(2) 発行者による機構に対する一部抹消通知</p> <p>存続会社等（存続会社等の株主名簿管理人）は、新株予約権者に自己の振替新株予約権を交付しようとするときは、一部抹消日の前営業日から起算して 2 営業日前の日の午前 3 時から午後 8 時までの間に、機構に対し、ファイル伝送により次の事項「一部抹消通知データ」を通知するものとする。</p> <p>① 存続会社等の自己の振替新株予約権の銘柄及び数</p> <p>② 存続会社等の自己の振替新株予約権が記録されている口座の加入者口座コード</p> <p>③ 一部抹消日</p> <p>④ 一部抹消事由</p> <p>(3) 機構の直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、存続会社等から（2）の通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌営業日の午前 3 時から午後 8 時までの間に、存続会社等の自己の振替新株予約権が記録された口座を開設する口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関に対し、ファイル伝送により次の事項「一部抹消通知情報データ」を通知</p>	<p>(業第 263 条)</p> <p>※ 自己の振替新株予約権を交付する場合の一部抹消の手続は、振替法上の振替手続をシステム上実現するための手続である。</p> <p>※ 存続会社等は、自己の新株予約権を交付しようとする場合には、発行者の決定事項として自己の新株予約権を記録する口座を機構に通知するものとする。詳細は、第 1 章第 2 節「発行者の決定事項等の通知」を参照。</p> <p>※ 「一部抹消通知データ」の訂正は、請求日当日には「一部抹消通知データ」の再送、請求日の翌営業日以降には、機構が付番した株式等リファレンス NO を指定して取消のファイルを送信することにより取消を行ったうえ、改めて「一部抹消通知データ」を送信することにより行うことができる。（一部抹消日の前営業日まで可能。）</p> <p>※ 機構から左記の通知を受けた直接口座管理機関が発行者の自己株式を記録した者でないときは、直ちに、その直</p>

内 容	備 考
<p>することとする。</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② (2)の事項</p> <p>(4) 一部抹消申請を受けた口座管理機関の処理 存続会社等の自己の振替新株予約権を記録する口座管理機関は、発行者からの一部抹消の内容と、上位機関から通知された一部抹消に係る事項とが同一であることを確認し、当該確認をもって上位機関への通知をしたものとする。</p> <p>(5) 機構及び口座管理機関による減少の記録 機構及び口座管理機関（一部抹消口座の加入者の上位機関に限る。）は、一部抹消日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿中の一部抹消口座又は一部抹消口座に係る顧客口座において、一部抹消銘柄について減少させるべき数の減少の記録をしなければならない。</p> <p>(6) 機構による一部抹消処理結果の通知 a 機構による口座管理機関への通知 機構は、一部抹消に係る減額をしたときは、その結果を一部抹消口座の上位機関である直接口座管理機関に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送（「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」にて通知する。</p> <p>b 機構による発行者への通知</p>	<p>近下位機関（当該新株予約権が記録された口座を開設する口座管理機関の上位機関に限る。）に当該事項を通知するものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 一部抹消を行う発行者が機構加入者である場合は、機構が一部抹消申請の内容と一部抹消通知情報の内容が同一であることを確認する。</p> <p>※ 口座管理機関（機構が確認を行う場合には機構）が、確認の結果が不一致となった場合及び一部抹消口座に記録された一部抹消銘柄の数が減少すべき数に満たない場合には、直ちに機構及び発行者に電話等によりその旨を連絡するものとし、連絡を受けた発行者（株主名簿管理人）は、直ちに「一部抹消通知データ」の訂正等の作業を行うものとする。</p> <p>※ 機構は、一部抹消銘柄の数について残高不足の場合はエラーとする。</p>

内 容	備 考
機構は、一部抹消に係る減額をしたときは、その結果を、発行者（株主名簿管理人）に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送（「口座処理結果ファイル（TA用）（処理明細）」にて通知する。	

以 上

第8節 リコンサイルの手続

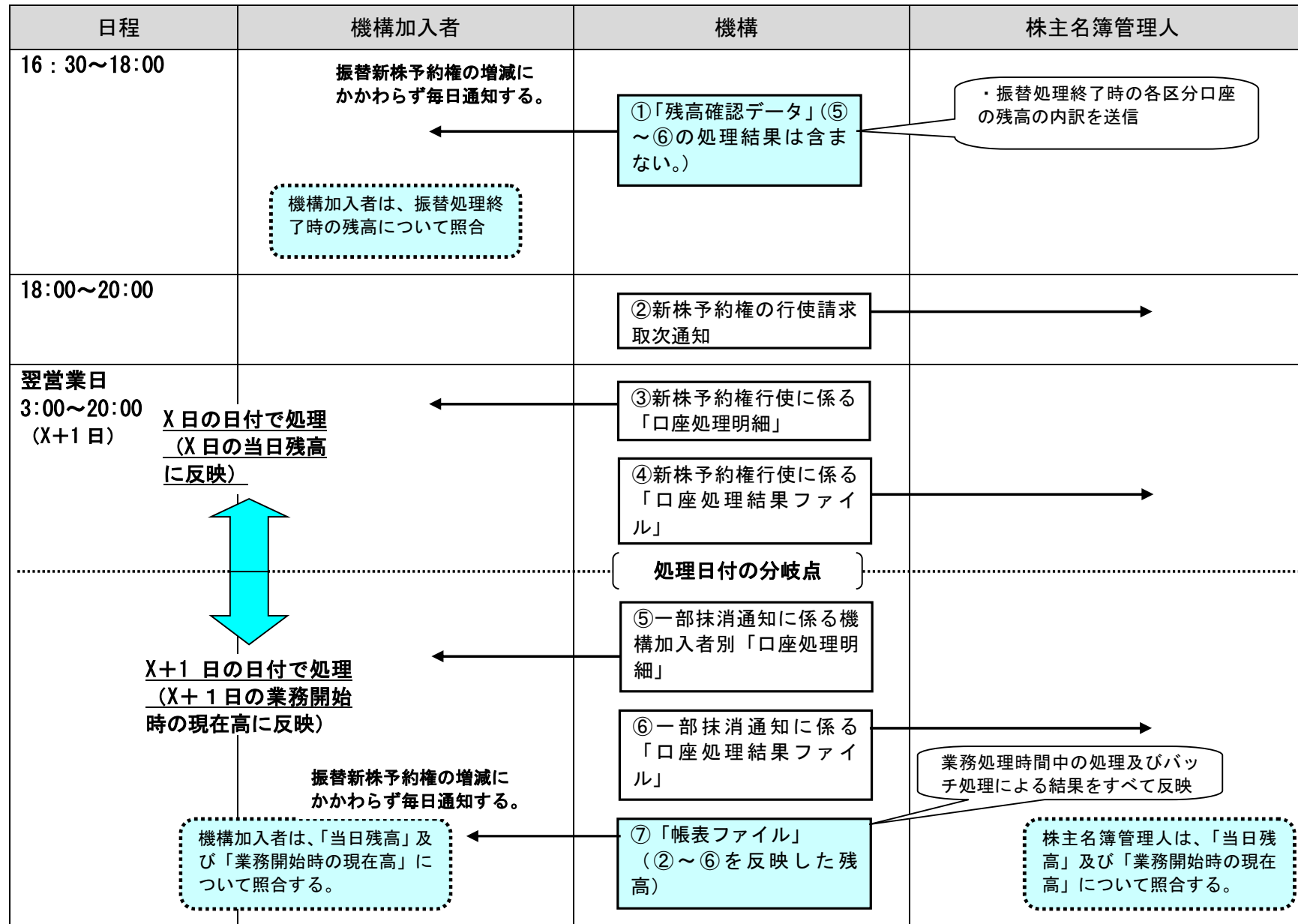
内 容	備 考
<p>1. 発行総数と振替口座簿に記録すべき数についての照合</p> <p>(1) 発行者における照合</p> <p style="margin-left: 20px;">a 機構による発行者への通知</p> <p style="margin-left: 40px;">機構は、毎営業日の夜間バッチ終了後、午前3時から午後8時までの間に、振替新株予約権の行使請求受付場所である各株主名簿管理人に対し、当該株主名簿管理人が取扱う全銘柄について次に掲げる事項（「口座処理結果ファイル」）をファイル伝送により通知する。</p> <p style="margin-left: 60px;">① 銘柄ごとの振替新株予約権の数量（前々営業日及び前営業日の確定残高、当日の振替開始時の残高）</p> <p style="margin-left: 60px;">② 前々営業日から前営業日、前営業日から当日の間の新規記録をした振替新株予約権の数量、抹消した振替新株予約権の数量</p> <p style="margin-left: 20px;">b 株主名簿管理人における照合</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 株主名簿管理人における照合</p> <p style="margin-left: 60px;">株主名簿管理人は、機構から前 a の通知を受けた日に、その内容とその銘柄の発行総数とを照合する。</p> <p style="margin-left: 40px;">(b) 株主名簿管理人における照合で振替新株予約権の数量に相違があることとなった場合の手続</p> <p style="margin-left: 60px;">株主名簿管理人は、(a) の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に電話等で連絡をする。株主名簿管理人及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。</p> <p>2. 機構加入者の振替口座簿に記録すべき数についての照合</p> <p>(1) 当日振替時限終了後の手続</p> <p style="margin-left: 20px;">a 機構による機構加入者への通知</p> <p style="margin-left: 40px;">機構は、各機構加入者に対し、毎営業日の当日振替時限終了後、午後4時30分から午後8時までの間、次に掲げる事項「残高確認データ」をファイル伝送により通知する。</p> <p style="margin-left: 60px;">① 機構加入者コード</p> <p style="margin-left: 60px;">② 銘柄コード</p>	<p>(業第263条において準用する第234条第1項)</p> <p>(業第263条において準用する第234条第2項)</p> <p>※ 株主名簿管理人は、「リコンサイル用残高データ」を送信しない。</p> <p>(施第342条において準用する第318条)</p> <p>※ リコンサイル不一致連絡票（TA用）については、機構ホームページに掲載の書式（ST01-14）を参照。</p> <p>(業第263条において準用する第235条第1項)</p>

内 容	備 考
<p>③ 機構加入者の各区分口座に記録された銘柄ごとの振替新株予約権の数量</p> <p>④ 機構加入者の区分口座に係るほふりクリアリング口座の銘柄ごとの振替新株予約権の数量</p> <p>b 機構加入者における照合</p> <p>(a) 機構加入者における照合 機構加入者は、機構から前 a の通知を受けた日に、その内容と自らが管理する情報との照合を行う。</p> <p>(b) 機構加入者における照合で振替新株予約権の数量に相違があることとなった場合の手続</p> <p>機構加入者は、(a) の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に電話等で連絡するものとする。機構加入者及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、振替口座簿の記録が本来記録すべき内容と異なったものであるときは必要な修正を行う。</p> <p>(2) 夜間バッチ終了後</p> <p>a 機構による機構加入者への通知 機構は、各機構加入者に対し、毎営業日の夜間バッチ終了後、午前 3 時から午後 8 時までの間において、各機構加入者の区分口座ごとに、次に掲げる事項を含む「帳表ファイル（機構加入者別口座残高表・機構加入者別口座処理明細表）」をファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続により通知する。</p> <p>(a) 前々営業日・前営業日の確定残高、当日業務開始時における以下の情報</p> <p>ア 機構加入者コード</p> <p>イ 銘柄コード</p> <p>ウ 各区分口座に記録された銘柄ごとの振替新株予約権の数</p> <p>エ 質権口に記録されている質権新株予約権の新株予約権者の加入者口座コード及び当該新株予約権者ごとの振替新株予約権の銘柄及びその数</p> <p>(b) 各口座に係る前々営業日から前営業日、前営業日から当日振替開始時間の処理明細</p>	<p>(業第 263 条において準用する第 235 条第 2 項)</p> <p>(施第 342 条において準用する第 319 条第 1 項)</p> <p>※ リコンサイル不一致連絡票（口座管理機関用）については、機構ホームページに掲載の書式（ST01-15）を参照。</p> <p>※ 前々営業日から前営業日間の処理明細は、前営業日の事前処理明細及び当日処理明細であり、前営業日から当日振替開始時間の処理明細は、当日の事前処理明細である。</p>

内 容	備 考
<p>b 機構加入者における照合</p> <p>(a) 機構加入者における照合 機構加入者は、機構からの前 a の通知を受けた日に、その内容と、自らが管理する情報との照合を行う。</p> <p>(b) 機構加入者における照合で振替新株予約権の数量に相違があることとなった場合の手続 機構加入者は、(a) の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に電話等で連絡をする。機構加入者及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。</p> <p>3. 間接口座管理機関における照合 間接口座管理機関とその直近上位機関との間における照合は、前 2. の事務処理に準じる。</p>	<p>(業第 263 条において準用する第 235 条第 2 項)</p> <p>(施第 342 条において準用する第 319 条第 1 項)</p> <p>(施第 342 条において準用する第 319 条第 2 項)</p>

以 上

振替新株予約権のリコンサイルの処理フロー



- 注1 振替新株予約権の残高照合については、株主名簿管理人が発行総数を機構に通知することによる照合は行わない。
- 注2 振替新株予約権の一部抹消については、振替CBの買入消却のような当日請求は存在しない。
- 注3 ⑦「帳表ファイル」は、「前日残高」、「当日残高」及び「業務開始時の現在高」を通知する。

以上

第9節 総新株予約権者通知の手続

内 容	備 考
1. 総新株予約権者通知の手続 総新株予約権者通知の手続は、第3章第12節「総新株予約権付社債権者通知の手続」に準ずる。	

以 上

第10節 振替口座簿の情報提供請求の手続

内 容	備 考
<p>1. 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続は、第2章第11節「振替口座簿の情報提供請求の手続」 1. 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続に準じる。</p> <p>2. 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続は、第2章第11節「振替口座簿の情報提供請求の手続」 3. 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続に準じる。ただし、(1) a③から⑥まで及び(2) b (a) ③から⑤までを除く。</p>	

以 上

第 11 節 振替新株予約権の総数等の公示

内 容	備 考
<p>1. 公示</p> <p>(1) 発行する振替新株予約権が第三者割当てにより発行された振替新株予約権である場合 機構は、払込金の払込日の翌営業日の午後 7 時に発行者から送付された発行要項を機構ホームページに掲載し、公示する。</p> <p>(2) 発行する振替新株予約権が組織再編等により発行された振替新株予約権である場合 機構は、振替新株予約権の効力発生日等の午後 7 時に、発行者から送付された発行要項を機構ホームページに掲載し、公示する。発行される振替新株予約権が新株予約権数申告を伴うものである場合には、当該公示に加え、株主等の確定日の翌営業日から起算して 4 営業日目の日に確定した振替新株予約権の発行総数を機構ホームページに掲載する。</p>	<p>(業第 263 条において準用する第 261 条、 施第 342 条において準用する第 338 条)</p> <p>※ 組織再編等により発行された振替新株予約権とは以下に掲げるものを指す。</p> <p>① 合併等により振替新株予約権が承継される場合</p> <p>② 合併等の対価として振替新株予約権が交付される場合</p> <p>③ 取得条項の取得対価として振替新株予約権が交付される場合</p> <p>④ 取得請求権付株式の取得対価として振替新株予約権が交付される場合</p> <p>⑤ 新株予約権の無償割当てにより振替新株予約権が交付される場合</p>

以 上

第 12 節 振替新株予約権の取扱廃止時の取扱い

内 容	備 考
<p>1. 振替新株予約権の取扱廃止事由</p> <p>機構は、機構が取扱う振替新株予約権が次の事項に該当することとなった場合は、取扱いを廃止する。</p> <p>(1) 新株予約権の目的である株式が上場廃止、フェニックス銘柄の指定取消し等により振替株式でなくなった場合</p> <p>(2) 振替新株予約権（上場新株予約権に限る。）が上場廃止となった場合</p> <p>(3) その他機構が定める要件に合致しなくなった場合</p>	<p>(業第 9 条)</p> <p>※ 機構は、取扱いを廃止する場合には、取扱いを廃止する振替新株予約権の取扱廃止日について、新株予約権証券の発行に係る可否及び新株予約権証券の発行日程等の調整を発行者と行ったうえで決定する。</p> <p>※ 新株予約権の目的である株式が振替株式であることが振替新株予約権の要件とされている。</p>
<p>2. 新株予約権証券が発行される場合の取扱廃止手続</p> <p>機構が振替新株予約権の取扱いの廃止を決定した場合には、機構は取扱廃止の決定をした振替新株予約権の銘柄の発行者に対し、取扱いを廃止する旨の通知を行うとともに、機構及び口座管理機関は、その加入者から発行者に対する新株予約権証券の発行の請求（以下「発行請求」という。）の取次ぎを受け、これを発行者に取次ぐものとする。</p> <p>(1) 口座管理機関への通知</p> <p>機構は、発行者が新株予約権証券を発行することとした場合には、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、当該振替新株予約権の振替若しくは抹消の最終日及び取扱廃止日等を通知する。</p> <p>(2) 間接口座管理機関による新株予約権証券の発行請求の取次ぎの委託</p>	<p>(業第 263 条において準用する第 256 条 1 項)</p> <p>※ 機構は、発行者に対し、あらかじめ社債券に係る発行の可否について確認を行う。</p> <p>※ 口座管理機関は、新株予約権証券の発行の請求を口座管理機関に委任することについて、あらかじめ「株式等振替決済口座管理約款」に明記することで、加入者から同意を得ておく。</p> <p>(業第 9 条)</p> <p>(業第 263 条において準用する第 256 条第 3</p>

内 容	備 考
<p>加入者から新株予約権証券の発行請求の取次ぎの請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該口座管理機関は、その直近上位機関に対し、請求をした加入者に係る次の事項を示して、発行請求の取次ぎをしなければならない。当該委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 振替新株予約権の銘柄及び銘柄コード ② 新株予約権証券の発行請求を取次ぐ振替新株予約権の総数 ③ 新株予約権証券の運搬先の名称、郵便番号及び住所 ④ 新株予約権証券の発行請求をしない新株予約権者の氏名又は名称及び住所 ⑤ 新株予約権証券の発行請求をしない新株予約権者の加入者口座コード ⑥ 新株予約権証券の発行請求をしない新株予約権者ごとの振替新株予約権の個数 <p>(3) 機構加入者による口座管理機関の取次ぎの委託又は取次ぎの請求</p> <p>機構加入者は、加入者から新株予約権証券の発行請求を受けたとき又はその直近下位機関から新株予約権証券の発行請求の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、次に掲げるところにより新株予約権証券の発行請求の取次ぎに係る事項を通知しなければならない。機構加入者が機構に対し新株予約権証券の発行請求の取次ぎの請求を行う場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 振替新株予約権の銘柄及び銘柄コード ② 発行請求の取次ぎの委託又は取次ぎの請求をする口座管理機関ごとの振替新株予約権の個数 ③ 新株予約権証券の運搬先の名称、郵便番号及び住所（(2)において取次ぎを受けたものを含む。） ④ 新株予約権証券の発行請求の取次ぎの委託又は取次ぎの請求をする振替新株予約権の総数 	<p>項及び第6項、施第342条において準用する第335条)</p> <p>※ 口座管理機関は、新株予約権証券を交付すべき新株予約権者が所在不明で連絡が取れない等の事由により新株予約権証券を受け渡すことができない場合であって、口座管理機関が当該新株予約権証券を保管することができない場合については、新株予約権証券の発行請求の個数から控除したうえで、報告を行う。</p> <p>※ 所在不明で連絡が取れない等の理由で新株予約権証券の発行請求をしなかった新株予約権者が後日、新株予約権証券の発行請求を行う場合には、当該新株予約権者は、口座管理機関から取扱廃止日における振替口座簿記録事項証明書の交付を受け、発行者に対して直接、新株予約権証券の発行請求を行う。</p> <p>※ 発行者は、新株予約権証券を発行しなかった新株予約権者の情報を既に新株予約権証券を交付した者かどうかの判定のために利用するものとする。</p> <p>(業第263条において準用する第256条第3項及び第6項、施第342条において準用する第335条)</p> <p>※ 当該通知は、機構が定める書面を Target 保振サイトにより提出する方法により行う。</p> <p>※ 新株予約権証券の搬送先については、機構加入者の店舗単位及び間接口座管理機関単位の指定も可能とする。この場合は、機構加入者は、新株予約権証券の搬送先ごとの内訳を示す。</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 新株予約権証券の発行請求をしない新株予約権者の氏名又は名称及び住所</p> <p>⑥ 新株予約権証券の発行請求をしない新株予約権者の加入者口座コード</p> <p>⑦ 新株予約権証券の発行請求をしない新株予約権者ごとの振替新株予約権の個数</p> <p>(4) 機構及び口座管理機関における振替口座簿の記録の抹消 機構及び口座管理機関は、取扱廃止日の業務開始時（午前9時）にその備える振替口座簿において取扱いを廃止する振替新株予約権についての記録を抹消する。</p> <p>(5) 機構による新株予約権証券の発行請求の取次ぎ 機構は、取扱廃止日の翌営業日に、(3)において口座管理機関から通知された情報を発行者に取り次ぐことにより、新株予約権証券の発行請求を行う。</p> <p>(6) 発行者による新株予約権証券の交付 取扱いを廃止する振替新株予約権の発行者は、機構から取り次がれた発行請求に基づき、機構加入者及び間接口座管理機関の指定した搬送先ごとに新株予約権証券をまとめて搬送し、新株予約権者に新株予約権証券を交付する。</p> <p>3. 新株予約権証券が発行されない場合の取扱廃止手続 機構は、振替新株予約権の取扱廃止に際し、新株予約権証券が速やかに発行されない場合や新株予約権証券の発行が不能であると認められる場合には、取扱廃止の決定をした振替新株予約権の銘柄の発行者に対し、取扱いを廃止する旨の通知を行うとともに、取扱廃止日の前営業日における新株予約権者に係る情報を通知する。</p> <p>(1) 口座管理機関への通知 機構は、新株予約権証券が速やかに発行されない場合や新株予約権証券の発行が不能であると認めら</p>	<p>※ 新株予約権証券発行請求取次書については、機構ホームページに掲載の書式(ST02-03)を参照。</p> <p>※ 当該作業については取扱廃止日の前営業日に夜間バッチ処理を行い、機構加入者には「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」にて、株主名簿管理人に対しては、「口座処理結果ファイル」にて処理結果を通知する。</p> <p>(法第164条第2項、業第263条において準用する第256条第7項)</p> <p>(業第263条において準用する第257条)</p> <p>※ 口座管理機関は、発行者から搬送された新株予約権証券について、速やかに新株予約権者に交付する。</p> <p>※ 機構は、発行者に対し、あらかじめ社債券に係る発行の可否について確認を行う。</p> <p>※ 当該取扱いについては、あらかじめ「株式等振替決済口座管理約款」に明記することで、加入者から同意を得ておく。</p> <p>※ 新株予約権の行使期間が満了となった場合には、左記の通知は行わない。</p>

内 容	備 考
<p>れる場合には、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、当該振替新株予約権の取扱廃止日等を通知するとともに、取扱廃止日の前営業日における新株予約権者の情報を機構に対して報告するよう通知する。</p> <p>(2) 機構及び口座管理機関における振替口座簿の記録の抹消 機構及び口座管理機関は、取扱廃止日の業務開始時（午前9時）にその備える振替口座簿において取扱いを廃止する当該振替新株予約権についての記録を抹消する。</p> <p>(3) 取扱廃止日の前営業日における新株予約権者の情報の報告 直接口座管理機関は、機構に対して、取扱廃止日の前営業日における新株予約権者の情報を機構に報告する。間接口座管理機関は、その直近上位機関から当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記録されている振替新株予約権につき、この報告のために必要な事項の報告を求められたときは、速やかに当該事項の報告を行う。 ① 振替新株予約権の銘柄及び銘柄コード ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 新株予約権者の氏名又は名称及び住所 ④ 新株予約権者ごとの振替新株予約権の個数</p> <p>(4) 取扱廃止日の前営業日における振替新株予約権者の通知 機構は、株主名簿管理人に対し、(3)により報告を受けた内容及び機構の振替口座簿に記録されて</p>	<p>※ 新株予約権者から発行者への権利行使は、新株予約権者がその直近上位機関に請求した振替口座簿記録事項証明書を提示して行うことを想定している。</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、振替新株予約権の取扱廃止以降においても、その加入者からの請求にもとづき、取扱廃止日における振替口座簿記録事項証明書を交付する。</p> <p>※ 当該作業については、取扱廃止日の前営業日に夜間バッチ処理を行い、機構加入者には「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」にて、株主名簿管理人に対しては、「口座処理結果ファイル」にて処理結果を通知する。</p> <p>(業第 263 条において準用する業第 259 条、施第 342 条において準用する第 337 条)</p> <p>※ 当該新株予約権者に係る口座管理機関から機構への報告、機構から発行者の通知は、法第 186 条の通知に基づくものではない。</p> <p>※ 当該新株予約権者に係る口座管理機関から機構への報告、機構から発行者の通知については、総新株予約権者報告及び総新株予約権者通知方法に準じて行う。</p> <p>(業第 263 条において準用する業第 259 条、施第 342 条において準用する第 337 条)</p> <p>※ 当該新株予約権者の情報の通知について</p>

内 容	備 考
<p>いる内容に基づき、次の事項をファイル伝送により通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 振替新株予約権の銘柄及び銘柄コード ② 新株予約権者の氏名又は名称及び住所 ③ 新株予約権者ごとの振替新株予約権の個数 ④ 新株予約権者の通知番号 	<p>は、手数料は課金しない。</p>

以 上

第13節 取得条項付新株予約権の取得の手続

内 容	備 考
<p>1. 取得条項付新株予約権の一部取得による振替株式の交付 取得条項付新株予約権の一部取得による振替株式の交付の手続については、第3章第18節「取得条項付新株予約権付社債の取得により振替株式が交付される場合の手続」に準じる。</p> <p>2. 取得条項付新株予約権の全部取得による振替株式の交付 取得条項付新株予約権の全部取得による振替株式の交付の手続については、第3章第18節「取得条項付新株予約権付社債の取得により振替株式が交付される場合の手続」に準じる。</p> <p>3. 差別的取得条項付新株予約権の全部又は一部取得に伴う振替株式の交付 振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の交付の手続については、第2章第2節「振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録」を参照。</p>	

以 上

第 14 節 振替新投資口予約権の取扱い

内 容	備 考
<p>振替新投資口予約権（法第 247 条の 2 に規定する振替新投資口予約権をいう。以下同じ。）についての振替口座簿とその記録事項、新規記録、振替、抹消、新投資口予約権行使、行使期間満了、リコンサイル、総新投資口予約権者通知、情報提供請求、銘柄公示、取扱廃止及び取得条項付新投資口予約権の取得の各手続については、振替新株予約権における各手続と同様の手続であるが、一部、振替新株予約権と振替新投資口予約権で振替法上の取扱いが異なっている点があり、それに伴って留意すべき事項を以下で説明する。</p> <p>1. 新規記録手続における相違点 新投資口予約権の新規記録は、投資主に対しての無償割当ての方法によってのみ行われる。</p>	<p>(業 271 条の 2)</p> <p>※ 投資信託及び投資法人に関する法律上、投資主に対して無償割当てを行う場合に限り、新投資口予約権の発行が認められている。</p>

以 上